熊本県公報

第１１７００号
平成20年5月30日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○公有水面埋立に伴うしゅん功認可……（漁港漁場整備課）　1
○道路区域の変更……（道路保全課）　2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……（障害者支援総室）　2
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　3
○保安林の指定……（　〃　）　3
○指定居宅サービス事業所の指定（福祉用具、特定福祉用具販売）（高齢者支援総室）　3
○指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売）……（　〃　）　4
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……（交通・くらし安全課）　4
○収去飼料分析結果の公表……（畜　産　課）　4
○熊本県有明海区における漁場計画（免許の内容等）……（水産振興課）　5
○天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）……（　〃　）　35
○　〃　……（　〃　）124
○道路の供用開始……（道路保全課）125
○　〃　……（　〃　）125
○指定居宅介護支援事業所の指定……（高齢者支援総室）126
公　告
○土地改良事業の工事完了……（農村計画・技術管理課）126
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示……（森林保全課）126
○基本測量の実施……（監　理　課）127
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……（商工政策課）127
○開発行為工事完了公告……（建　築　課）128
○開発行為工事完了公告……（　〃　）128
○平成19年度熊本県個人情報保護条例の運用状況……（私学文書課）128
○平成19年度熊本県情報公開条例の運用状況……（　〃　）138
登　載　依　頼
○有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）……（有明海自動車航送船組合）143
○地域交通安全活動推進委員の委嘱……（県警交通企画課）148

告　示

熊本県告示第526号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　しゅん功認可年月日
　平成20年5月20日
2　しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市水前寺六丁目18番1号　　塩屋漁港管理者　熊本県
　熊本市手取本町1番1号　　熊本市
3　埋立区域
（1）位置
　熊本市河内町河内字宮ノ上1454の10、1454の22及びこれらの区域に介在する無番地（道路）地先並びに1454の22、1454の21、1454の17、1454の16、1454の8に隣接する無番地地先並びに又1454の10地先並びに又1454の9に隣接する平成15年1月8日付け熊本県指令漁第40号の竣功認可に係る埋立地地先公有水面
（2）区域
　次の1の地点から8の地点を順次直線で結んだ線及び8の地点から15の地点を結

ぶ昭和60年秋分の日の満潮位（DL+4.58メートル）の公有水面と陸地との境界線及び15の地点から1の地点を結ぶ埋立区域（平成15年1月8日付け熊本県指令漁第40号の竣功認可に係る埋立て）と公有水面との境界線（DL+4.58メートル）に囲まれた区域

1の地点　塩屋漁港灯台（北緯32度48分58秒、東経130度35分21秒）から74度50分52秒　354.007メートルの地点
2の地点　1の地点から　306度01分35秒　65.111メートルの地点
3の地点　2の地点から　36度04分55秒　29.545メートルの地点
4の地点　3の地点から　126度32分31秒　4.844メートルの地点
5の地点　4の地点から　36度11分41秒　120.720メートルの地点
6の地点　5の地点から　306度21分42秒　9.937メートルの地点
7の地点　6の地点から　347度06分49秒　130.215メートルの地点
8の地点　7の地点から　77度07分33秒　55.963メートルの地点

（３）面積
21,366.03平方メートル

４　埋立地の用途
物揚場用地
漁港施設用地
道路敷
公園緑地用地

５　埋立免許の年月日及び番号
昭和61年4月21日熊本県指令河第2号

６　関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本市水産振興センター

熊本県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年5月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字白岩3389番3地先から同町郡浦字水口3447番13地先まで	前	4.3～8.1	98.1	旧道移管
			前	6.2～40.2	108.8	
			後	6.2～40.2	108.8	

2　区域を変更する期日　平成20年5月30日

熊本県告示第528号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
エリア調剤薬局　中央通店 八代市旭中央通18番4	有限会社　プロドラッグ 八代市塩屋町4番46号	平成20年4月1日
植木あおぞら薬局 鹿本郡植木町植木186番地1	翔佑会　株式会社 鹿本郡植木町植木186番地1	平成20年4月1日

熊本県告示第529号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　保安林予定森林の所在場所　熊本県上益城郡山都町猿渡字丸田4645、4654

2　指定の目的　落石の危険の防止

3　指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　保安林の所在場所　熊本県天草市枦宇土町字瀧ノ迫1197の31、字瀧ノ尾1215の8、字四平田1254の1、1254の3、1255の6、1255の7、1287の13、1295の1、1295の2、1295の6、字折木1297の1、1297の7、1297の10、1297の12、1297の15、1301の2、1309、1310、1316、1321、1351、1354の1、1354の3、1354の4、1355の1、1355の3、1358の6、1361の2、1366の2、1366の4、字大野1370の3から1370の6まで、1377、1378の3、1379の2、1383の1、1385、1391の2、1394の2、1396の1、1405の3、字中大野1412の4、1418、1425の2、1441の2、1441の3、1442の4、1443、1470の3、字椎ノ木平1479、字貝ノ石1506の2、1507の1、1507の6、1509の2、字多尾1533の1、1537、1539、字豆木場2918の4、字下ノ平2920の2、字中ノ平2921の1、字シナシ2953の1、2956、字ヒメゾ2991の1

2　指定の目的　水源のかん養

3　指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀧ノ尾1215の8、字四平田1254の1、1254の3、1255の6、1255の7、字折木1297の7、1297の10、1301の2、字大野1370の5、1378の3、1383の1、字貝ノ石1506の2、1507の6、1509の2、字折木1297の12・1309・1310・1321・字大野1370の3・1370の4・1370の6・字貝ノ石1507の1・字下ノ平2920の2・字中ノ平2921の1・字シナシ2953の1・2956（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

［福祉用具貸与］

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木1285番地	株式会社優光	平成20年6月1日

［特定福祉用具販売］

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日

優光 球磨郡多良木町大字多良木1285番地	株式会社優光	平成20年6月1日

熊本県告示第532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

［介護予防福祉用具貸与］

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木1285番地	株式会社優光	平成20年6月1日

［特定介護予防福祉用具販売］

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木1285番地	株式会社優光	平成20年6月1日

熊本県告示第533号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成20年5月23日次のように指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

種別	題名	指定理由
有害指定映画	痴女教師　またがり飲む（オーピー） ワイセツ和尚　女体筆いじり（オーピー） 若女将　いんらん温泉宿（新東宝） 特命シスター　ねっとりエロ仕置き（オーピー） 色情淫婦　こまされた女たち（新東宝） セクシー女医　はみ出す巨乳（オーピー） 変態穴覗き　草むらを嗅げ（オーピー） 美人妻　羞恥と恥辱の間で…（新日本） 美人スチュワーデス　下着を脱がさないで（新日本） 見られてもだえた姉夫婦（新東宝） 京美人　蜜月の一夜（オーピー） 義理の母　息子と不貞に（新日本） エロ探偵　名器さがし（新東宝） 牝熟女　馬乗り愛撫（新日本） 人妻　いんらんな私（新東宝） お灸責め　悶える人妻（オーピー） 密漁・成熟した母娘（新日本） ゼロウーマンＲ～警視庁０課の女　欲望の代償～（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第534号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成20年3月に検査した収去飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

栄養成分に関する検査

製造事業所等の名称及び所在地等	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要		
				粗たん白質（％）	粗脂肪（％）	粗繊維（％）
西田精麦（株） 八代市新港町2-3-4	同左	ＦＢ中	平成 20年3月	13.5	3.2	4.4

試験結果の概要			違反の内容
粗灰分（％）	カルシウム（％）	りん（％）	
3.9	0.21	0.55	

注１　試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。
注２　違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合はその成分の過不足量（絶対量）を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

熊本県告示第535号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、熊本県有明海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許予定日、申請期間並びに免許の存続期間を次のとおり定めた。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　免許の内容たるべき事項
（１）漁業の種類及び漁業の名称　　別表のとおり
（２）漁業の時期　　〃
（３）漁場の位置　　〃
（４）漁場の区域　　〃
2　地元地区　　〃
3　制限又は条件　　〃
4　免許予定日　　平成20年9月1日
5　申請期間　　平成20年6月2日から平成20年7月15日まで
6　免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
有区第1号から有区第73号まで	免許の日から平成25年8月31日まで

別表

漁場計画番号　有区第１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　荒尾市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１号（熊本県と福岡県との境界標柱）
基点２　熊本県漁場基点有第２号（荒尾市大字蔵満と大字牛水との海岸線における境界）
ア　基点１と佐賀県竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度３０分・２，２７２メートルのところ
イ　アから真方位３３０度の線と基点１から竹崎島山頂を見通した線とが交わるところ
ウ　基点１と竹崎島山頂を見通した線上、基点１から３，０２０メートルのところ
エ　基点２と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１７５度５２分・２，２００メートルのところ
オ　基点２と小岱山山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１７５度５２分・６００メートルのところ
カ　基点１と竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２９２度１０分・１，２８５メートルのところ
キ　基点１と竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３１０度３０分・１，６３０メートルのところ
ク　基点１と竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度３０分・１，０３５メートルのところ
２　地元地区　荒尾市大字荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　荒尾市牛水地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２号（荒尾市大字蔵満と大字牛水との海岸線における境界）
基点２　熊本県漁場基点有第３号（荒尾市大字牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界附近に設置されたコンクリート標識）
ア　基点１と荒尾市小岱山山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１７５度５２分・４７０メートルのところ
イ　基点１と小岱山山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１７５度５２分・２，２２５メートルのところ
ウ　基点２と玉名郡長洲町肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点２を基点として右へ７３度３０分・１，９２０メートルのところ
エ　基点２と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点２を基点として右へ７３度３０分・３６８メートルのところ
２　地元地区　荒尾市大字牛水
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　玉名郡長洲町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第３号（荒尾市大字牛水と玉名郡長洲町との海岸堤防における境界附近に設置されたコンクリート標識）

ア　基点１と玉名郡長洲町肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７２度４７分・２００メートルのところ

イ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７２度４７分・１，７２０メートルのところ

ウ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ４９度４２分・１，８１５メートルのところ

エ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ４度１２分・２，１３０メートルのところ

オ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２度１７分・２，０４０メートルのところ

カ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２度３２分・１，９３５メートルのところ

キ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２度１７分・１，８８０メートルのところ

ク　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度７分・１，５８０メートルのところ

ケ　基点１と肥後長洲港北防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３５３度５２分・１，２３０メートルのところ

２　地元地区　玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第４号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　玉名市岱明町鍋地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第５号（玉名市岱明町新川漁港北側防波堤突端中央下部点から１．１５メートルのところ）

基点２　熊本県漁場基点有第６号（玉名市岱明町鍋と浜田との海岸堤防における境界）

ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９３度２８分・６０メートルのところ

イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９３度２８分・９６５メートルのところ

ウ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１５１度４５分・１，９６０メートルのところ

エ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１２１度３０分・２，０４０メートルのところ

オ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ９５度３分・２，２７０メートルのところ

カ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ９５度３分・７７０メートルのところ

２　地元地区　玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　玉名市岱明町浜田地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第６号（玉名市岱明町鍋と浜田との海岸堤防における境界）
基点２　熊本県漁場基点有第７号（玉名市岱明町高道と玉名市との境界（新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より３０２度・２７．３メートルのところ））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９５度３分・５５０メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９５度３分・２，２７０メートルのところ
ウ　基点２から真方位２１５度３９分・３，２５０メートルのところ
エ　基点２から真方位２１５度３９分・７００メートルのところ
２　地元地区　玉名市岱明町山下、浜田及び高道
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　玉名市滑石地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第７号（玉名市岱明町高道と玉名市との境界（新川口の中央、玉名市滑石新川尻測点より３０２度・２７．３メートルのところ））
基点２　熊本県漁場基点有第８号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿いに南東へ３２．７５メートルのところ）
ア　基点１から真方位２１５度３９分・５２０メートルのところ
イ　基点１から真方位２１５度３９分・３，２５０メートルのところ
ウ　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１１５度２６分・３，０３６メートルのところ
エ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１１５度２６分・１，４３５メートルのところ
オ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１３５度４５分・１，５３５メートルのところ
カ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１８０度４５分・１，１０５メートルのところ
２　地元地区　玉名市滑石及び小浜
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　玉名市大浜町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第８号（玉名市大浜町有明開新地海岸堤防北西端から同堤防沿

いに南東へ３２．７５メートルのところ）
基点２　熊本県漁場基点有第９号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア　玉名市大浜町末広新地堤防上昇降口基部北端から横島干拓堤防外縁に沿って１，０２３メートルのところ
イ　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１１５度２６分・１，５５０メートルのところ
ウ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１１５度２６分・３，０３６メートルのところ
エ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ８７度２３分・３，０３５メートルのところ
オ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ８７度２３分の線が海岸堤防と交わるところ
２　地元地区　玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見町、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに同市大浜町５３５２番地、同５３５６番地、同５３４７番地及び同５３２１番地
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　玉名市横島町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第９号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第１０号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ３５２メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ８７度２３分・２，０３２メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ８７度２３分・３，０３５メートルのところ
ウ　オから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、オから２，８００メートルのところ
エ　オから湯島山頂を見通した線上、オから１，７５０メートルのところ
オ　カとキを結んだ線の中央点
カ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１２２度３９分の線が玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
キ　基点２から唐人川左岸堤防沿いに南西へ３５２メートルのところ
２　地元地区　玉名市横島町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市河内町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１０号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤

防沿いに北東へ３５２メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））
基点２　熊本県漁場基点有第１２号（熊本市河内町船津字長崎海岸堤防西端）
ア　キから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、キから１，７５０メートルのところ
イ　キから湯島山頂を見通した線上、キから２，９７０メートルのところ
ウ　イからコを見通した線上、イから１，４３０メートルのところ
エ　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３１３度・３１５メートルのところ
オ　エとサを見通した線上、エから１３５メートルのところ
カ　サとアを見通した線上、サから７５メートルのところ
キ　クとケを結んだ線の中央点
ク　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２２度３９分の線が玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
ケ　基点１から唐人川左岸堤防沿いに南西へ３５２メートルのところ
コ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１２７度・１，１７５メートルのところ
サ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３０１度・６７０メートルのところ

２　地元地区　熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１０号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　熊本市河内町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１０号（玉名市と熊本市との海岸堤防における境界から同堤防沿いに北東へ３５２メートルのところ（玉名市天水町唐人川左岸堤防上））
基点２　熊本県漁場基点有第１２号（熊本市河内町船津字長崎海岸堤防西端）
基点３　熊本県漁場基点有第１３号（熊本市河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央）
基点４　熊本県漁場基点有第１４号（熊本市松尾町近津橋付近の熊本市河内町河内と同市松尾町の漁業権における境界）
ア　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２１９度４５分・１１０メートルのところ
イ　シからウを見通した線上、シから１，５５０メートルのところ
ウ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１２７度・１，１７５メートルのところ
エ　ウからスを見通した線上、ウから４１０メートルのところ
オ　基点３と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ４０度２０分・５７８メートルのところ
カ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ９７度１２分・４８５メートルのところ
キ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ１０３度２７分・１，０４９メートルのところ
ク　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ６９度１０分・４８５メートルのところ
ケ　コとサを結んだ線の中央点
コ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２２度３９分の線が玉名市横島町唐人川右岸堤防と交わるところ
サ　基点１から唐人川左岸堤防沿いに南西へ３５２メートルのところ
シ　ケから上天草市大矢野町湯島山頂を見通した線上、ケから２，９７０メートルのとこ

ろ
ス　セと基点４を見通した線からセを基点として右へ２０７度４５分・１，６９０メートルのところ
セ　基点４と熊本市百貫港灯台を見通した線から基点４を基点として右へ６４度３分・１，０３５メートルのところ
２　地元地区　熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市河内町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１２号（熊本市河内町船津字長崎海岸堤防西端）
基点２　熊本県漁場基点有第１３号（熊本市河内町河内塩屋漁港北側防波堤基部中央）
基点３　熊本県漁場基点有第１４号（熊本市松尾町近津橋付近の熊本市河内町河内と同市松尾町の漁業権における境界）
ア　基点２と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３１度１０分・６１２メートルのところ
イ　カからウを見通した線上、カから５１０メートルのところ
ウ　エと基点３を見通した線からエを基点として右へ２０７度４５分・１，６９０メートルのところ
エ　基点３と熊本市百貫港灯台を見通した線から基点３を基点として右へ６４度３分・１，０３５メートルのところ
オ　基点３と百貫港灯台を見通した線から基点３を基点として右へ６４度３分・２５０メートルのところ
カ　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２７度・１，１７５メートルのところ
２　地元地区　熊本市河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市松尾町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１４号（熊本市松尾町近津橋付近の熊本市河内町河内と同市松尾町の漁業権における境界）
基点２　熊本県漁場基点有第１５号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端）
基点３　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）
ア　基点２から熊本市坪井川左岸導流堤南側に沿って８１５メートルのところ
イ　基点２から熊本市坪井川左岸導流堤南側に沿って１，１１５メートルのところ
ウ　基点１と熊本市百貫港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３７度・１，２２０メートルのところ
エ　基点１と百貫港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ６７度３０分・２，４０５メートルのところ

オ　基点１と百貫港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７０度１５分・３，０００メートルのところ
カ　オからコを見通した線上、オから８８７メートルのところ
キ　クからサを見通した線上、クから４４３メートルのところ
ク　基点３と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ９２度２分・２，０６５メートルのところ
ケ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ９２度２分・１，１１３メートルのところ
コ　サからスを見通した線上、サから１，７１０メートルのところ
サ　クとシを結んだ線とスとセを結んだ線の交わるところ
シ　ソと熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からソを基点として右へ２４８度・４７分２０秒・９０２メートルのところ
ス　テからトを見通した線上、テから８７３メートルのところ
セ　チとツを結んだ線の中央点
ソ　タと基点３を見通した線からタを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ
タ　基点３と熊ノ岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
チ　ツと百貫港灯台を見通した線からツを基点として右へ９３度の線が熊本市坪井川右岸堤防と交わるところ
ツ　熊本市小島下町新地海岸堤防北東端（熊本市坪井川左岸）
テ　基点１と百貫港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７６度３分・６，２６０メートルのところ
ト　ソと熊ノ岳山頂を見通した線からソを基点として右へ２４８度４７分２０秒・４，９７２メートルのところ

２　地元地区　熊本市松尾町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１３号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　熊本市小島下町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１４号（熊本市松尾町近津橋付近の熊本市河内町河内と同市松尾町の漁業権における境界）

基点２　熊本県漁場基点有第１５号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端）

基点３　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）

ア　基点２と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ６１度４５分・５４６メートルのところ

イ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ９２度２分・１，１１３メートルのところ

ウ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ９２度２分・２，０６５メートルのところ

エ　スとセを結んだ線とウとソを結んだ線の交わるところ

オ　エからスを見通した線上、エから１，７１０メートルのところ

カ　タからオを見通した線上、タから１０５メートルのところ

キ　テからカを見通した線上、テから４５５メートルのところ

ク　ケとトを見通した線からケを基点として右へ４８度１５分・４５５メートルのところ

ケ　トからナを見通した線上、トから１，３８５メートルのところ

コ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ６１度３０分・１，３

７０メートルのところ
サ　イからコを見通した線上、イから１７５メートルのところ
シ　アからハを見通した線上、アから３４０メートルのところ
ス　ニからヌを見通した線上、ニから８７３メートルのところ
セ　ネとノを結んだ線の中央点
ソ　チと熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からチを基点として右へ２４８度４７分２０秒・９０２メートルのところ
タ　チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ２４８度４７分２０秒・２，３８５メートルのところ
チ　ツと基点３を見通した線からツを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ
ツ　基点３と熊ノ岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
テ　トからナを見通した線上、トから１４０メートルのところ
ト　チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ２４８度４７分２０秒・１，２１７メートルのところ
ナ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ９２度２分・１，６００メートルのところ
ニ　基点１と熊本市百貫港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７６度３分・６，２６０メートルのところ
ヌ　チと熊ノ岳山頂を見通した線からチを基点として右へ２４８度４７分２０秒・４，９７２メートルのところ
ネ　ノと百貫港灯台を見通した線からノを基点として右へ９３度の線が熊本市坪井川右岸堤防と交わるところ
ノ　熊本市小島下町新地海岸堤防北東端（熊本市坪井川左岸）
ハ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ４８度４５分・１，０７０メートルのところ

２　地元地区　熊本市小島上町、小島中町及び小島下町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１４号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　熊本市沖新町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１１号（熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点１０番（北緯３２度４５分４８秒４９３７、東経１３０度３６分６秒４１５３）」）

基点２　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）

基点３　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）

ア　オとエを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ

イ　スとウを結んだ線とクとシを結んだ線の交わるところ

ウ　基点３から宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３９度３３分・１，８３０メートルのところ

エ　基点３から三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３９度３３分・５１５メートルのところ

オ　カと熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からカを基点として右へ２４８度・４７分２０秒・３１２メートルのところ

カ　キと基点２を見通した線からキを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ

キ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
ク　ケとコを見通した線からケを基点として右へ９０度・１，６００メートルのところ
ケ　コと基点１を見通した線からコを基点として右へ８０度３８分２７秒・２，６７５．５２８メートルのところ
コ　基点１とサを見通した線から基点１を基点として右へ２０８度２９分１３秒・５２４．４８メートルのところ
サ　基点１から沖新地区堤防に沿って南東（真方位１５６度）へ１８９．７メートルのところ
シ　クとケを見通した線からクを基点として右へ９０度の線が同地区海岸堤防と交わるところ
ス　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ６５度２８分・２，５１０メートルのところ

２　地元地区　熊本市沖新町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１５号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　熊本市沖新町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ニ、ヌ、ネ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点１　熊本県漁場基点有第１１号（熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点１０番（北緯３２度４５分４８秒４９３７、東経１３０度３６分６秒４１５３）」）

基点２　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）

基点３　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）

ア　イとキを結んだ線とクとカを結んだ線の交わるところ
イ　基点２と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ５０度４５分・３，７５５メートルのところ
ウ　基点２と三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３９度３３分・３，６０５メートルのところ
エ　基点２と三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３９度３３分・１，９４５メートルのところ
オ　エとキを結んだ線とカとサを結んだ線の交わるところ
カ　クとケを見通した線からクを基点として右へ９０度・１，６００メートルのところ
キ　基点２と三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ５７度５８分・２，３４０メートルのところ
ク　ケと基点１を見通した線からケを基点として右へ８０度３８分２７秒・２，６７５．５２８メートルのところ
ケ　基点１とコを見通した線から基点１を基点として右へ２０８度２９分１３秒・５２４．４８メートルのところ
コ　基点１から沖新地区堤防に沿って南東（真方位１５６度）へ１８９．７メートルのところ
サ　カとクを見通した線からカを基点として右へ９０度の線が同地区海岸堤防と交わるところ
シ　基点２と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３９度３３分・５，８５０メートルのところ
ス　クとケを見通した線からクを基点として右へ９０度・１，０００メートルのところ

セ　スとクを見通した線からスを基点として右へ２７０度の線がソとシを結んだ線と交わるところ
ソ　タと熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からタを基点として右へ２４８度４７分２０秒・４，９７２メートルのところ
タ　チと基点３を見通した線からチを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ
チ　基点３と熊ノ岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
ツ　クからスを見通した線上、スから３００メートルのところ
テ　セからシを見通した線上、セから３００メートルのところ
ト　ツからテを見通した線上、ツから１，０７７．０６２メートルのところ
ナ　トとツを見通した線からトを基点として右へ８８度４２分５０秒・２１０．２０８メートルのところ
ニ　イとウを結んだ線とナとヌを結んだ線の交わるところ
ヌ　ナとトを見通した線からナを基点として右へ９１度１７分１０秒・７５６．４６４メートルのところ
ネ　サからカを見通した線上、カから１６０．２６３メートルのところ

２　地元地区　熊本市沖新町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１６号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　熊本市沖新町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１１号（熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点１０番（北緯３２度４５分４８秒４９３７、東経１３０度３６分６秒４１５３）」）

ア　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ１１４度３９分・１，５４１メートルのところ
イ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ９２度・１，１７９メートルのところ
ウ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ８５度４５分・１，７６８メートルのところ
エ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ１０４度０分・２，０４４メートルのところ
オ　基点１から沖新地区堤防に沿って南東（真方位１５６度）へ１８９．７メートルのところ
カ　基点１とオを見通した線から基点１を基点として右へ２０８度２９分１３秒・５２４．４８メートルのところ

２　地元地区　熊本市沖新町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１７号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　熊本市沖新町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲

まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１１号（熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点１０番（北緯３２度４５分４８秒４９３７、東経１３０度３６分６秒４１５３）」）
基点２　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）
基点３　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）
ア　コと基点１を見通した線からコを基点として右へ９８度８分・２，２２３メートルのところ
イ　ウからコを見通した線上、ウから５７０メートルのところ
ウ　コと基点１を見通した線からコを基点として右へ８０度３８分２７秒・２，６７５．５２８メートルのところ
エ　ウとイを見通した線からウを基点として右へ９０度・９５２メートルのところ
オ　スからセを見通した線上、スから２，３１９メートルのところ
カ　オからスを見通した線上、オから１，３６５メートルのところ
キ　カとオを見通した線からカを基点として右へ２７０度・９０メートルのところ
ク　キとカを見通した線からキを基点として右へ９０度・２５８メートルのところ
ケ　基点１から沖新地区堤防に沿って南東（真方位１５６度）へ１８９．７メートルのところ
コ　基点１とケを見通した線から基点１を基点として右へ２０８度２９分１３秒・５２４．４８メートルのところ
サ　シと基点２を見通した線からシを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ
シ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
ス　サと熊ノ岳山頂を見通した線からサを基点として右へ２４８度４７分２０秒・２，３８５メートルのところ
セ　基点３と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ３９度３３分・３，６０５メートルのところ
２　地元地区　熊本市沖新町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第１８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市畠口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）
ア　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度３３分・５１５メートルのところ
イ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度３３分・１，８３０メートルのところ
ウ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３度１５分・１，８４０メートルのところ
エ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１８度２０分・５５０メートルのところ
２　地元地区　熊本市畠口町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな

い。

漁場計画番号　有区第１９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市畠口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）
基点２　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
ア　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度４５分・４３５メートルのところ
イ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３１度・１，８８０メートルのところ
ウ　エからカを見通した線上、エから２３０メートルのところ
エ　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・２，４１０メートルのところ
オ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・４６５メートルのところ
カ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度３３分・２，２００メートルのところ
２　地元地区　熊本市畠口町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第２０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市畠口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）
基点２　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
ア　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３８度３５分・１，９５０メートルのところ
イ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３８度５０分・３，０３０メートルのところ
ウ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２８度１５分・２，７８５メートルのところ
エ　カからキを見通した線上、カから７５０メートルのところ
オ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３度１５分・１，９５５メートルのところ
カ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度３３分・２，２００メートルのところ
キ　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・２，４１０メートルのところ
２　地元地区　熊本市畠口町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな

い。

漁場計画番号　有区第２１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市畠口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）
基点２　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
ア　ケからコを見通した線上、ケから４４０メートルのところ
イ　オからセを見通した線がクからサを見通した線と交わるところ
ウ　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３７度３０分・３，１１０メートルのところ
エ　オからセを見通した線上、オから１５０メートルのところ
オ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度５分・３，７８５メートルのところ
カ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度５分・３，９５０メートルのところ
キ　クと基点２を見通した線からクを基点として右へ１９４度・５７０メートルのところ
ク　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・３，６００メートルのところ
ケ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・２，５７０メートルのところ
コ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度３３分・２，３１０メートルのところ
サ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２８度１５分・２，７８５メートルのところ
シ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・２，４１０メートルのところ
ス　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度３３分・２，２００メートルのところ
セ　シからスを見通した線上、シから２３０メートルのところ
２　地元地区　熊本市畠口町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第２２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１５日から翌年３月３１日まで
（３）　漁場の位置　熊本市畠口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１８号（熊本市四番港防波堤基部から南へ１７．５９メートルのところ）
基点２　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
ア　ウからエを見通した線上、ウから４１０メートルのところ
イ　オと基点２を見通した線からオを基点として右へ１９４度・７７０メートルのところ
ウ　オと基点２を見通した線からオを基点として右へ１９４度・５７０メートルのところ
エ　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３９度５

分・３，９５０メートルのところ
オ　基点２と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度３分・３，６００メートルのところ
２　地元地区　熊本市畠口町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第２３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市海路口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・４６５メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・２，４１０メートルのところ
ウ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ５６度２８分・１，６８０メートルのところ
エ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ１０９度１０分・２４０メートルのところ
２　地元地区　熊本市海路口町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第２４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市海路口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・２，５７０メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，１１０メートルのところ
ウ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ７７度１５分・２，２５０メートルのところ
エ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ７９度１５分・２，１４６メートルのところ
２　地元地区　熊本市海路口町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第２５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市海路口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
ア　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ５５度４２分・１，９０８メートルのところ
イ　アと基点２を見通した線からアを基点として右へ１６１度４２分・７１０メートルのところ
ウ　イとアを見通した線からイを基点として右へ２５８度３４分・６９０メートルのところ
エ　ウとイを見通した線からウを基点として右へ９０度・２２５メートルのところ
オ　エとウを見通した線からエを基点として右へ２７０度・２３０メートルのところ
カ　オとエを見通した線からオを基点として右へ９３度３３分・１１８メートルのところ
キ　カとオを見通した線からカを基点として右へ２６９度３分・１１８メートルのところ
ク　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，２５０メートルのところ
ケ　アと基点２を見通した線からアを基点として右へ２５３度１８分・７４０メートルのところ

２　地元地区　熊本市海路口町

３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第２６号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１５日から翌年３月３１日まで

（３）　漁場の位置　熊本市海路口町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
基点３　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
ア　カからスを見通した線上、カから９７メートルのところ
イ　カとオを見通した線からカを基点として右へ２１度５分・３７０メートルのところ
ウ　カとオを見通した線からカを基点として右へ３６度３５分・１，２７５メートルのところ
エ　ウからセを見通した線上、ウから３７０メートルのところ
オ　カからスを見通した線上、カから６７６メートルのところ
カ　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，２５０メートルのところ
キ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ５５度４２分・１，９０８メートルのところ
ク　キと基点２を見通した線からキを基点として右へ１６１度４２分・７１０メートルのところ
ケ　クとキを見通した線からクを基点として右へ２５８度３４分・６９０メートルのところ
コ　ケとクを見通した線からケを基点として右へ９０度・２２５メートルのところ
サ　コとケを見通した線からコを基点として右へ２７０度・２３０メートルのところ
シ　サとコを見通した線からサを基点として右へ９３度３３分・１１８メートルのところ
ス　シとサを見通した線からシを基点として右へ２６９度３分・１１８メートルのところ
セ　ソと基点３を見通した線からソを基点として右へ１６２度１６分・１，９００メートルのところ
ソ　基点３から住吉灯台を見通した線から基点３を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ

２　地元地区　熊本市海路口町

３　制限又は条件　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第２７号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　熊本市川口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
基点２　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
ア　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ５５度４２分・１，９０８メートルのところ
イ　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ１６１度４２分・７１０メートルのところ
ウ　イとアを見通した線からイを基点として右へ２５８度３４分・６９０メートルのところ
エ　ウとイを見通した線からウを基点として右へ９０度・２２５メートルのところ
オ　エとウを見通した線からエを基点として右へ２７０度・２３０メートルのところ
カ　オとエを見通した線からオを基点として右へ９３度３３分・１１８メートルのところ
キ　カとオを見通した線からカを基点として右へ２６９度３分・１１８メートルのところ
ク　ケと基点２を見通した線からケを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
ケ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ
コ　ケと基点２を見通した線からケを基点として右へ３０４度３０分・３５５メートルのところ
サ　コとケを見通した線からコを基点として右へ２６３度・３３０メートルのところ
シ　スとアを見通した線からスを基点として右へ２７２度３０分・３５５メートルのところ
ス　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ６７度１分・８７８メートルのところ
２　地元地区　熊本市川口町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第２８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１５日から翌年３月３１日まで
（３）　漁場の位置　熊本市川口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
基点３　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
ア　カからオを見通した線上、カから６７６メートルのところ
イ　スからセを見通した線上、スから３７０メートルのところ
ウ　スからセを見通した線上、スから１，００９メートルのところ
エ　オからソを見通した線上、オから６６９メートルのところ
オ　シとサを見通した線からシを基点として右へ２６９度３分・１１８メートルのところ
カ　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，２５０メートルのところ
キ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ５５度４２分・１，９０８メートルのところ
ク　キと基点２を見通した線からキを基点として右へ１６１度４２分・７１０メートルのところ
ケ　クとキを見通した線からクを基点として右へ２５８度３４分・６９０メートルのところ
コ　ケとクを見通した線からケを基点として右へ９０度・２２５メートルのところ

サ　コとケを見通した線からコを基点として右へ２７０度・２３０メートルのところ
シ　サとコを見通した線からサを基点として右へ９３度３３分・１１８メートルのところ
ス　カとアを見通した線からカを基点として右へ３６度３５分・１，２７５メートルのところ
セ　タと基点３を見通した線からタを基点として右へ１６２度１６分・１，９００メートルのところ
ソ　タと基点３を見通した線からタを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
タ　基点３と住吉灯台を見通した線から基点３を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ

２　地元地区　熊本市川口町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第２９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２３０度２１分・２１１メートルのところ
イ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１８５度１０分・５０５メートルのところ
ウ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１６３度・７６０メートルのところ
エ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１３５度・１，０００メートルのところ
オ　エと基点１を見通した線からエを基点として右へ１１８度４５分・５００メートルのところ
カ　オから宇土市小松鼻を見通した線上、オから４７５メートルのところ
キ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・２，１５５メートルのところ
ク　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・２０５メートルのところ

２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第３０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ

イ　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ３０４度３０分・３５５メートルのところ
ウ　イとアを見通した線からイを基点として右へ２６３度・３３０メートルのところ
エ　ウとイを見通した線からウを基点として右へ２４９度５０分・６２３メートルのところ
オ　エからシを見通した線上、エから２８５メートルのところ
カ　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ７６度１０分・６６５メートルのところ
キ　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ１３２度５６分・２９１メートルのところ
ク　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ１３８度１０分・７３３メートルのところ
ケ　エとシを結んだ線とクとスを結んだ線が交わるところ
コ　エからシを見通した線上、エから２，１５０メートルのところ
サ　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
シ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
ス　アと基点１を見通した線からアを基点として右へ１０１度２３分・９６０メートルのところ

２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度１２分・１，６６０メートルのところ
イ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度１２分・２，０００メートルのところ
ウ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４１度１２分・２，５２０メートルのところ
エ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２３６度４２分・２，４３０メートルのところ
２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　キとセを結んだ線とサとシを結んだ線が交わるところ
イ　サからシを見通した線上、サから２，１５０メートルのところ
ウ　スからイを見通した線上、イから８０メートルのところ
エ　ウとスを見通した線からウを基点として右へ２４８度１５分・３４６メートルのとこ

ろ
オ　カからシを見通した線上、カから１，１００メートルのところ
カ　基点２と字土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・２，２９２メートルのところ
キ　クと基点１を見通した線からクを基点として右へ１０１度２３分・９６０メートルのところ
ク　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ
ケ　クと基点１を見通した線からクを基点として右へ３０４度３０分・３５５メートルのところ
コ　ケとクを見通した線からケを基点として右へ２６３度・３３０メートルのところ
サ　コとケを見通した線からコを基点として右へ２４９度５０分・６２３メートルのところ
シ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
ス　クと基点１を見通した線からクを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
セ　クと基点１を見通した線からクを基点として右へ１３８度１０分・７３３メートルのところ

２　地元地区　字土市住吉町及び網津町

３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３３号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業

（２）　漁業の時期　９月１５日から翌年３月３１日まで

（３）　漁場の位置　字土市地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２０号（熊本市海路口町二の丸、二の丸新角）
基点３　熊本県漁場基点有第２１号（字土市風流島「通称タバコ島」）
基点４　熊本県漁場基点有第２２号（字土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　ソからカを見通した線上、ソから６６９メートルのところ
イ　クからウを見通した線上、クから１，００９メートルのところ
ウ　タと基点３を見通した線からタを基点として右へ１６２度１６分・１，９００メートルのところ
エ　ウからニを見通した線上、ウから２００メートルのところ
オ　カからナを見通した線上、カから２００メートルのところ
カ　タと基点３を見通した線からタを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
キ　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，２５０メートルのところ
ク　キとソを見通した線からキを基点として右へ３６度３５分・１，２７５メートルのところ
ケ　基点２と字土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ５５度４２分・１，９０８メートルのところ
コ　ケと基点２を見通した線からケを基点として右へ１６１度４２分・７１０メートルのところ
サ　コとケを見通した線からコを基点として右へ２５８度３４分・６９０メートルのところ
シ　サとコを見通した線からサを基点として右へ９０度・２２５メートルのところ
ス　シとサを見通した線からシを基点として右へ２７０度・２３０メートルのところ
セ　スとシを見通した線からスを基点として右へ９３度３３分・１１８メートルのところ

ソ　セとスを見通した線からセを基点として右へ２６９度３分・１１８メートルのところ
タ　基点３と住吉灯台を見通した線から基点３を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ
チ　タと基点３を見通した線からタを基点として右へ３０４度３０分・３５５メートルのところ
ツ　チとタを見通した線からチを基点として右へ２６３度・３３０メートルのところ
テ　ツとチを見通した線からツを基点として右へ２４９度５０分・６２３メートルのところ
ト　基点４と住吉灯台を見通した線から基点４を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
ナ　テからトを見通した線上、テから２，１５０メートルのところ
ニ　ヌとカを見通した線からヌを基点として右へ２４８度１５分・６５０メートルのところ
ヌ　オからナを見通した線上、ナから８０メートルのところ

２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１５日から翌年３月３１日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　サからオを見通した線上、サから２８０メートルのところ
イ　シからスを見通した線上、シから２８０メートルのところ
ウ　シからスを見通した線上、シから９６０メートルのところ
エ　オからスを見通した線上、オから３４６メートルのところ
オ　サからセを見通した線上、セから８０メートルのところ
カ　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ
キ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ３０４度３０分・３５５メートルのところ
ク　キとカを見通した線からキを基点として右へ２６３度・３３０メートルのところ
ケ　クとキを見通した線からクを基点として右へ２４９度５０分・６２３メートルのところ
コ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
サ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
シ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ１６２度１６分・１，９００メートルのところ
ス　オとサを見通した線からオを基点として右へ２４８度１５分・６５０メートルのところ
セ　ケからコを見通した線上、ケから２，１５０メートルのところ

２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１５日から翌年３月３１日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　ケからイを見通した線上、ケから１，２３０メートルのところ
イ　シとクを見通した線からシを基点として右へ２４８度１５分・６５０メートルのところ
ウ　シからイを見通した線上、シから４９６メートルのところ
エ　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ
オ　エと基点１を見通した線からエを基点として右へ３０４度３０分・３５５メートルのところ
カ　オとエを見通した線からオを基点として右へ２６３度・３３０メートルのところ
キ　カとオを見通した線からカを基点として右へ２４９度５０分・６２３メートルのところ
ク　エと基点１を見通した線からエを基点として右へ１６２度１６分・１，６８０メートルのところ
ケ　エと基点１を見通した線からエを基点として右へ１６２度１６分・１，９００メートルのところ
コ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
サ　キからコを見通した線上、キから２，１５０メートルのところ
シ　クからサを見通した線上、サから８０メートルのところ
２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　有区第３６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１２月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・４５メートルのところ
イ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ３５５度３０分・１，０００メートルのところ
ウ　エとオを結んだ線と基点１とイを結んだ線が交わるところ
エ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・２０５メートルのところ
オ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２３０度２１分・２１１メートルのところ
２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年１２月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第３７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
基点２　熊本県漁場基点有第２３号（宇土市網田町網田新地樋門防波堤基部中央）
基点３　熊本県漁場基点有第２５号（宇土市網田町漁港北側防波堤基部中央の標柱）
ア　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度１２分・６６０メートルのところ
イ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度１２分・１，６６０メートルのところ
ウ　イからタを見通した線上、タから１，０８０メートルのところ
エ　基点２と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点２を基点として右へ８９度３０分・１，３８０メートルのところ
オ　基点２と羽干島山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３２度３０分・１，０５５メートルのところ
カ　基点２と羽干島山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２０度５０分・１，２１５メートルのところ
キ　カとオを見通した線からカを基点として右へ９０度・１００メートルのところ
ク　基点３と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点３を基点として右へ３０２度・９８０メートルのところ
ケ　クとキを見通した線からクを基点として右へ９０度・６００メートルのところ
コ　ケとクを見通した線からケを基点として右へ９０度・９３０メートルのところ
サ　コとケを見通した線からコを基点として右へ９０度・１００メートルのところ
シ　基点２と羽干島山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１２８度・６９０メートルのところ
ス　基点２と羽干島山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１４５度１３分・１，２７６メートルのところ
セ　スからソを見通した線上、スから２４５メートルのところ
ソ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２２４度・２，２７０メートルのところ
タ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２３６度４２分・２，４３０メートルのところ
２　地元地区　宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第３８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２５号（宇土市網田町漁港北側防波堤基部中央の標柱）
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２７１度４５分・４３５メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２８９度３０分・９００メートルのところ
ウ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度４５分・１，５１０メートルのところ
エ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２３４度４５分・１，３２０メートルのところ
オ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２３４度４５分・１，０７５メートルのところ
２　地元地区　宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第３９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１２月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
基点２　熊本県漁場基点有第２３号（宇土市網田町網田新地樋門防波堤基部中央）
ア　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度１２分・４００メートルのところ
イ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度１２分・６６０メートルのところ
ウ　キからクを見通した線上、キから２４５メートルのところ
エ　クからキを見通した線上、キから１９０メートルのところ
オ　エとクを見通した線からエを基点として右へ５３度４０分・１，０８５メートルのところ
カ　キからケを見通した線上、キから１，２３０メートルのところ
キ　基点２と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１４５度１３分・１，２７６メートルのところ
ク　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２２４度・２，２７０メートルのところ
ケ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２０５度２８分・７７０メートルのところ
２　地元地区　宇土市長浜町、戸口町及び赤瀬町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年１２月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第４１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　荒尾市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１号（熊本県と福岡県との境界標柱）
ア　基点１と佐賀県藤津郡太良町竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度・６，６００メートルのところ
イ　基点１と竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度・７，６９０メートルのところ
ウ　基点１と竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度・７，９６５メートルのところ
エ　基点１と竹崎島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度３０分・６，９３０メートルのところ
２　地元地区　荒尾市大字荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、１部及び蔵満
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第４２号
１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　玉名市岱明町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点１　熊本県漁場基点有第５号（玉名郡長洲町新川港北側防波堤突端中央下部点から１．１５メートルのところ）
基点２　熊本県漁場基点有第６号（玉名市岱明町鍋と同町浜田との海岸堤防における境界）
基点３　熊本県漁場基点有第９号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１００度２０分・１，７５０メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９８度３０分・２，６６２メートルのところ
ウ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度５０分・５，９００メートルのところ
エ　基点３と熊ノ岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ１４０度００分・８，１８０メートルのところ
オ　基点３と熊ノ岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ１５６度３９分・４，６１０メートルのところ
カ　オからイを見通した線上、オから２００メートルのところ
キ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ１０８度３５分・２，６９７メートルのところ
２　地元地区　玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎、山下、浜田及び高道
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第４３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　玉名市滑石地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点１　熊本県漁場基点有第９号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１５４度３０分・４，５００メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１３８度００分・８，１００メートルのところ
ウ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２３度３５分・７，９９０メートルのところ
エ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２５度３０分・４，７７０メートルのところ
オ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１３８度００分・４，９９０メートルのところ
カ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１４２度３５分・３，９８０メートルのところ
２　地元地区　玉名市滑石及び小浜
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第４４号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　玉名市大浜町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点１　熊本県漁場基点有第９号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１４２度３５分・３，９８０メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１３８度００分・４，９９０メートルのところ
ウ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２５度３０分・４，７７０メートルのところ
エ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１２３度３５分・７，９９０メートルのところ
オ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度１０分・８，４００メートルのところ
カ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１００度２０分・４，０５５メートルのところ
２　地元地区　玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見町、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに同市大浜町５３５２番地、同５３５６番地、同５３４７番地及び同５３２１番地
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第４５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　玉名市横島町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。
基点１　熊本県漁場基点有第９号（玉名市大浜町と同市横島町との旧海岸堤防における境界（明辰川船溜堤防上の標柱））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９３度００分・４，２６５メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１０６度５０分・８，６５５メートルのところ
ウ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度５０分・８，７９５メートルのところ
エ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ７３度１０分・５，３３５メートルのところ
２　地元地区　玉名市横島町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第４６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　熊本市及び宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、コ、サ及びウを順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヌ、ネ、ノ、ハ及びヌを順次に結んだ線によって囲

まれた区域を除く。
基点１　熊本県漁場基点有第１４号（熊本市松尾町近津橋付近の熊本市河内町河内と同市松尾町の漁業権における境界）
基点２　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）
基点３　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点４　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
基点５　熊本県漁場基点有第２４号（宇土市と宇城市三角町との海岸線における境界）
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２６４度１５分・５，１６０メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４０度３０分・１２，１６０メートルのところ
ウ　基点４と熊ノ岳山頂を見通した線から基点４を基点として右へ２７０度・９，５８０メートルのところ
エ　基点４と熊ノ岳山頂を見通した線から基点４を基点として右へ２６５度１５分・９，４００メートルのところ
オ　基点５と上天草市大矢野町羽干島山頂を見通した線から基点５を基点として右へ８２度３０分・２，０００メートルのところ
カ　基点５と羽干島山頂を見通した線から基点５を基点として右へ８２度３０分・５７０メートルのところ
キ　基点５と羽干島山頂を見通した線から基点５を基点として右へ１４３度５分・１，４００メートルのところ
ク　カからキを見通した線の延長と、チとツを結んだ線の交わるところ
ケ　ツからチを見通した線上、ツから２００メートルのところ
コ　基点４と熊ノ岳山頂を見通した線から基点４を基点として右へ２５８度３０分・５，８００メートルのところ
サ　基点４と宇土市住吉灯台を見通した線から基点４を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
シ　サからトを見通した線上、サから１，１００メートルのところ
ス　テと基点３を見通した線からテを基点として右へ１９４度・２，３００メートルのところ
セ　テと基点３を見通した線からテを基点として右へ１９４度・１，９００メートルのところ
ソ　ナと熊ノ岳山頂を見通した線からナを基点として右へ２４８度４７分２０秒・３，８５０メートルのところ
タ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２５５度１０分・４，２１０メートルのところ
チ　キとコを見通した線からキを基点として右へ９０度・６００メートルのところ
ツ　コとキを見通した線からコを基点として右へ２７０度・６００メートルのところ
テ　基点３と熊ノ岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ２４９度３分・３，６００メートルのところ
ト　基点４と住吉灯台を見通した線から基点４を基点として右へ２４９度１２分・２，２９２メートルのところ
ナ　ニと基点２を見通した線からニを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ
ニ　基点２と熊ノ岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
ヌ　セからソを見通した線上、セから１，７９２メートルのところ
ネ　セからソを見通した線上、セから２，５９２メートルのところ
ノ　ウからイを見通した線上、ウから３，５２４メートルのところ
ハ　ウからイを見通した線上、ウから２，７２４メートルのところ

２　地元地区　熊本市河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町、小島上町、小島中町、小島下町、沖新町、畠口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第４７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業（無干出採苗）
（２）　漁業の時期　９月２５日から１０月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ１９４度・２，３００メートルのところ
イ　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ１９４度・３，６００メートルのところ
ウ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２２５度２７分・６，５５０メートルのところ
エ　ウからカを見通した線上、ウから１，１００メートルのところ
オ　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，６００メートルのところ
カ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・２，２９２メートルのところ
２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は毎年１０月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第５１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１１月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２７号（宇城市三角町中神島東端）
ア　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３２０度３０分・７６０メートルのところ
イ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度３０分・４５０メートルのところ
ウ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度５分・３１５メートルのところ
エ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度４５分・８１６メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　有区第６１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第３種区画漁業　はまぐり養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

（３）　漁場の位置　熊本市沖新町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１６号（熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ５００メートルのところ）
ア　オと熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線からオを基点として右へ２４８度４７分２０秒・３１２メートルのところ
イ　オと熊ノ岳山頂を見通した線からオを基点として右へ２４８度４７分２０秒・１，２８８メートルのところ
ウ　基点１と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４度１５分・３，１１５メートルのところ
エ　基点１と三角岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１１度４５分・２，３０５メートルのところ
オ　カと基点１を見通した線からカを基点として右へ１１０度４９分４０秒・１，３７８．３メートルのところ
カ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２９６度１３分・２８５．５５メートルのところ
２　地元地区　熊本市沖新町
３　制限又は条件　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　有区第７１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第３種区画漁業　あさり・はまぐり養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　熊本市海路口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第１９号（熊本市畠口町と熊本市海路口町との海岸堤防における境界（六番船溜コンクリート標柱））
ア　基点１と熊本市熊ノ岳（二ノ岳）山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，２５０メートルのところ
イ　基点１と熊ノ岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２４９度３分・３，７３０メートルのところ
ウ　イとアを見通した線からイを基点として右へ７５度１５分・５１５メートルのところ
エ　アとイを見通した線からアを基点として右へ２５２度３０分・３０８メートルのところ
２　地元地区　熊本市海路口町

漁場計画番号　有区第７２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第３種区画漁業　あさり・はまぐり養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　熊本市川口町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
ア　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ１３２度５６分・２９１メートルのところ
イ　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ１３８度１０分・７３３メートルのところ
ウ　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ１０１度２３分・９６０メートルのところ
エ　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ７６度１０分・６６５メートルのところ
オ　基点１と宇土市住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度３０分・１，９２７メートルのところ
２　地元地区　熊本市川口町

漁場計画番号　有区第７３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第３種区画漁業　あさり・はまぐり養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　宇土市地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点有第２１号（宇土市風流島「通称タバコ島」）
基点２　熊本県漁場基点有第２２号（宇土市住吉町長部田と長浜町小池との海岸線における境界）
ア　イからキを見通した線上、イから６５０メートルのところ
イ　基点２と宇土市住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・２，０５５メートルのところ
ウ　基点２と住吉灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２４９度１２分・１，５００メートルのところ
エ　ウからクを見通した線上、ウから５２０メートルのところ
オ　基点１と住吉灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１３５度・１，０００メートルのところ
カ　オと基点１を見通した線からオを基点として右へ１１８度４５分・５００メートルのところ
キ　カから宇土市小松鼻を見通した線上、カから４７５メートルのところ
ク　カから小松鼻を見通した線上、カから１，０６０メートルのところ
２　地元地区　宇土市住吉町及び網津町

熊本県告示第536号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許予定日、申請期間並びに免許の存続期間を次のとおり定めた。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　免許の内容たるべき事項

（１）漁業の種類及び漁業の名称　　別表のとおり

（２）漁業の時期　　〃

（３）漁場の位置　　〃

（４）漁場の区域　　〃

2　地元地区　　〃

3　制限又は条件　　〃

4　免許予定日　　平成20年9月1日

5　申請期間　　平成20年6月2日から平成20年7月15日まで

6　免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
天定第1号及び天定第2号	免許の日から 平成25年8月31日まで
天区第501号から天区第959号まで	免許の日から 平成25年8月31日まで
火区第41号から火区第162号まで	免許の日から 平成25年8月31日まで

別表

漁場計画番号　天定第１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　定置漁業　ぶり・あじ落網漁業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市天草町大江地先
（４）　漁場の区域　次の基点１、ア、イ、ウ及び基点２を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４９号（天草市天草町大江向辺田船付瀬）
基点２　熊本県漁場基点天第１５０号（天草市天草町大江向辺田蛭拾下鼻突端）
ア　基点１と天草市天草町小ケ瀬頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度４５分・９００メートルのところ
イ　基点２と小ケ瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ２９３度・８４０メートルのところ
ウ　基点２と小ケ瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ２７３度・３２０メートルのところ
２　地元地区　天草市天草町

漁場計画番号　天定第２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　定置漁業　ぶり・あじ落網漁業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市天草町大江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０７号（天草市天草町大江須賀無田一枚瀬）
ア　基点１と天草市天草町大江港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３度・４９０メートルのところ
イ　基点１と大江港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ５３度３０分・７４５メートルのところ
ウ　基点１と大江港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７６度３０分・５４０メートルのところ
２　地元地区　天草市天草町大江

漁場計画番号　天区第５０１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２０号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
ア　基点１と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１５度３０分・１９０メートルのところ
イ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１６度３０分・２９５メートルのところ
ウ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２６度３０分・３００メートルのところ
エ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３０度３０分・１９５メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，６２９平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２号（上天草市大矢野町江樋戸港防波堤灯台）
ア　基点１と上天草市大矢野町鳩之釜漁港２号防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ２度５５分・９７２メートルのところ
イ　基点１と鳩之釜漁港２号防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７

度３０分・９４０メートルのところ
ウ　基点１と鳩之釜漁港２号防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・１，０３７メートルのところ
エ　基点１と鳩之釜漁港２号防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ１度・１，０６０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，１１２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町中地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２６号（上天草市大矢野町中満越鼻突端）
ア　基点１と上天草市大矢野町小泊東鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度・５４５メートルのところ
イ　基点１と小泊東鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度・５５０メートルのところ
ウ　基点１と小泊東鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度・６７０メートルのところ
エ　基点１と小泊東鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度・６６５メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２，７６０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町中地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２６号（上天草市大矢野町中満越鼻突端）
ア　基点１と上天草市大矢野町永浦島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度・１５０メートルのところ
イ　基点１と永浦島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９８度・５０メートルのところ
ウ　基点１と永浦島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３０５度・２５０メートルのところ
エ　基点１と永浦島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度・３６０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、６，５０４平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町中地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２３号（上天草市大矢野町中江後北端）
ア　基点１と上天草市大矢野町手取島山頂（以下、「手取島山頂」という。）を見通した線から基点１を基点として右へ２８度１６分・５８７メートルのところ
イ　基点１と手取島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２６度３３分・４４３

メートルのところ
ウ　基点１と手取島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５度３０分・４４０メートルのところ
エ　基点１と手取島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５度・５８５メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，０００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町維和地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４６号（上天草市大矢野町茶臼島頂点）
基点２　基点１と宇城市三角町荷島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２９１度２４分・１５０メートルのところ（梅の木防波堤）
ア　基点２と荷島灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２９２度１７分・６３メートルのところ
イ　基点２と荷島灯台を見通した線から基点２を基点として右へ３１１度７分・１５８メートルのところ
ウ　基点２と荷島灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２８１度２６分・２０６メートルのところ
エ　基点２と荷島灯台を見通した線から基点２を基点として右へ２５０度４９分・１４６メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１，１０８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町維和地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３０６号（熊本県漁場基点天第３６号（横島中鼻東端）と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第３６号を基点として右へ２５９度５２分の線が上天草市大矢野町小太夫の陸岸と交わるところ）
ア　基点１と上天草市大矢野町貝場港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７１度２０分・１０７メートルのところ
イ　基点１と貝場港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２５度３分・１６１メートルのところ
ウ　基点１と貝場港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３４２度５７分・１１９メートルのところ
エ　基点１と貝場港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２９９度２７分・１４メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，２７６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町維和地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点天第３２１号（熊本県漁場基点天第５１号（笹島北端）と天第３６号（横島中鼻東端）を見通した線から天第５１号を基点として右へ１６６度３８分２０秒の線が上天草市大矢野町維和白須の陸岸と交わるところ）
ア　基点１と上天草市大矢野町薩摩瀬灯標を見通した線から基点１を基点として右へ９３度５６分・４１２メートルのところ
イ　基点１と薩摩瀬灯標を見通した線から基点１を基点として右へ１０度・２６０メートルのところ
ウ　基点１と薩摩瀬灯標を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度・１４５メートルのところ
エ　基点１と薩摩瀬灯標を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度・３５０メートルのところ

２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、５，６６６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５０９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町合津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第７６号（上天草市松島町横島西端）
ア　基点１から上天草市松島町樋合島南端を見通した線上、基点１から３５０メートルのところ
イ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度３０分・５２０メートルのところ
ウ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度・６０５メートルのところ
エ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２３度３０分・４６５メートルのところ

２　地元地区　上天草市松島町（阿村を除く）及び天草市有明町楠甫
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３，６００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町合津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第７６号（上天草市松島町横島西端）
ア　基点１と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度・９０メートルのところ
イ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度・２７０メートルのところ
ウ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２３度１５分・３０５メートルのところ
エ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ５１度４５分・２４０メートルのところ

２　地元地区　上天草市松島町（阿村を除く）及び天草市有明町楠甫
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２，３６７平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１１号
１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町合津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第７６号（上天草市松島町横島西端）
ア　基点１と上天草市松島町樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度１５分・９０５メートルのところ
イ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度１５分・１，１２０メートルのところ
ウ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度・１，１７０メートルのところ
エ　基点１と樋合島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度・９６０メートルのところ
２　地元地区　上天草市松島町（阿村を除く）及び天草市有明町楠甫
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、４，４００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市有明町大浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第９５号（天草市有明町大浦釘島西端）
ア　基点１と天草市有明町竹島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度・４００メートルのところ
イ　基点１と竹島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度・５４０メートルのところ
ウ　基点１と竹島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度・６１０メートルのところ
エ　基点１と竹島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３７度３０分・５４０メートルのところ
２　地元地区　天草市有明町大浦、須子及び赤崎
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、６，４００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市有明町大浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第９８号（天草市有明町大浦瀬上北東端）
ア　基点１と天草市有明町竹島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度・３４０メートルのところ
イ　基点１と竹島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度・４００メートルのところ
ウ　基点１と竹島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・５１０メートルのところ
エ　基点１と竹島南端を見通した線上、基点１から５９８メートルのところ
オ　基点１と竹島南端を見通した線から基点１を基点として右へ６度・５８０メートルのところ
カ　基点１と竹島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１度・４６０メートルのところ
２　地元地区　天草市有明町大浦、須子及び赤崎
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならな

い。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，５００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市天草町大江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９０号（天草市天草町軍ケ浦矢寄鼻東端）
ア　基点１と天草市河浦町崎津番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ２９６度・１２５メートルのところ
イ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３０７度・２７５メートルのところ
ウ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ１３度４５分・５４０メートルのところ
エ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ５８度・４８０メートルのところ
オ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ８７度１５分・１６０メートルのところ
カ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ５７度・１１５メートルのところ
２　地元地区　天草市天草町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１６，９７０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市天草町大江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３８９号（天草市天草町軍ケ浦漁港西防波堤基部南側角）
ア　基点１と天草市天草町大江軍ケ浦下松瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度４５分・１１０メートルのところ
イ　基点１と下松瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度４５分・２１５メートルのところ
ウ　基点１と下松瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度・１８５メートルのところ
エ　基点１と下松瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度・３５メートルのところ
２　地元地区　天草市天草町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，６５０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市天草町大江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３８８号（天草市天草町軍ケ浦ワリ瀬の中央）
ア　基点１と天草市河浦町崎津番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度・２０５メートルのところ
イ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ１３度・４１５メートルのところ
ウ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ４５度３０分・３６５メートルのところ
エ　基点１と番所鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ６１度４５分・６５メ

ートルのところ
２　地元地区　天草市天草町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、６，６００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３８号（天草市河浦町崎津鳴瀬鼻西端）
ア　基点１と天草市二浦町五通山頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度３０分・８４１メートルのところ
イ　基点１と五通山頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度５０分・９８５メートルのところ
ウ　基点１と五通山頂点を見通した線から基点１を基点として右へ５度２０分・１，００９メートルのところ
エ　基点１と五通山頂点を見通した線から基点１を基点として右へ９度５０分・８３６メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１２，８９４平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１５９の１号（天草市茂串ヨンガ鼻東端）
ア　基点１と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度４５分・８３５メートルのところ
イ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度２８分・６，００７メートルのところ
ウ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度３０分・５９０メートルのところ
エ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・７０５メートルのところ
オ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度・７８０メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２，１２４平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５１９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１５９の１号（天草市茂串ヨンガ鼻東端）
ア　基点１と天草市茂串湾前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度３０分・５００メートルのところ
イ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２３度・５１５メートルのところ
ウ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２７度３０分・４２０メ

ートルのところ
エ　基点１と前崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度４５分・４０５メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，２００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６４号（天草市下須島白瀬防波堤東端）
ア　基点１と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３０２度・５５５メートルのところ
イ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１５度・５６５メートルのところ
ウ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１９度２分・４１５メートルのところ
エ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３０１度１４分・４０２メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２，４００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６４号（天草市下須島白瀬防波堤東端）
ア　基点１と天草市久玉町勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３０度３０分・４０メートルのところ
イ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度・１４０メートルのところ
ウ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ８８度３０分・８３５メートルのところ
エ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１００度・８５０メートルのところ
オ　基点１と勝崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１２６度３０分・２１５メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３４，１００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６２号（天草市下須島馬込鼻北端）
ア　基点１と天草市牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３０７度・２２

０メートルのところ
イ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度・１７０メートルのところ
ウ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ２７６度・１７５メートルのところ
エ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ２８１度・２２０メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、９００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６２号（天草市下須島馬込鼻北端）
ア　基点１と天草市牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ８８度１５分・３８５メートルのところ
イ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ７９度３０分・４５０メートルのところ
ウ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ９４度１５分・６０５メートルのところ
エ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１０２度・５５５メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、４，３００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６０号（天草市下須島下の倉南東端）
ア　基点１と天草市法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１８度・２１５メートルのところ
イ　基点１と法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ６２度・２４０メートルのところ
ウ　基点１と法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ７８度・１５５メートルのところ
エ　基点１と法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１５０度・１６５メートルのところ
オ　基点１と法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１５７度３０分・１３５メートルのところ
カ　基点１と法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１２７度３０分・９０メートルのところ
キ　基点１と法ケ島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１２２度３０分・２５メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、３，１００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市牛深町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６２号（天草市下須島馬込鼻北端）
ア　基点１と天草市牛深町牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度３０分・２５０メートルのところ
イ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度００分・３８０メートルのところ
ウ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ４８度・３９０メートルのところ
エ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ６３度３０分・３７０メートルのところ
オ　基点１と牛島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ６８度・３１０メートルのところ
２　地元地区　天草市牛深町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、８００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６４号（天草市下須島白瀬防波堤東端）
ア　基点１と天草市久玉町勝崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３度・１，３９０メートルのところ
イ　基点１と勝崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度４５分・１，０４５メートルのところ
ウ　基点１と勝崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度２０分・１，４９０メートルのところ
エ　基点１と勝崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度４５分・１，５６０メートルのところ
オ　基点１と勝崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度３０分・１，４０５メートルのところ
カ　基点１と勝崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度３０分・１，５７５メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２０，７２０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７０号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）
ア　基点１と天草市久玉町山の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ７度・５７０メートルのところ
イ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度３０分・６１０メートルのところ
ウ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度３０分・４３０メートルのところ
エ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・３７０メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

（４）　敷設する生け簀の面積は、４，０２６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７０号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）
ア　基点１と天草市久玉町山の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２５度３０分・４２０メートルのところ
イ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度・４０メートルのところ
ウ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度・３００メートルのところ
エ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２０度３０分・３３０メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３，２０４平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５２９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７０号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）
ア　基点１と天草市久玉町山の浦黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度１５分・４９０メートルのところ
イ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・４８５メートルのところ
ウ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度・４３０メートルのところ
エ　基点１と黒崎の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度１５分・４４５メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，５００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７１号（天草市久玉町山の浦小金ケ鼻南端）
ア　基点１と天草市久玉町山の浦八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・４２５メートルのところ
イ　基点１と八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度・５４５メートルのところ
ウ　基点１と八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度３０分・５６０メートルのところ
エ　基点１と八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度３０分・４４０メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。

（３）　敷設する生け簀の面積は、１，４００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９１号（天草市深海町浅海小金ケ鼻北西端）
ア　基点１と天草市深海町保木鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ４度４５分・４０５メートルのところ
イ　基点１と保木鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２５０度・８５メートルのところ
ウ　基点１と保木鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２７１度３０分・２１５メートルのところ
エ　基点１と保木鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度４５分・４５０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、８，３１６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７４号（天草市深海町浅海下地の浦南西端）
ア　基点１と天草市深海町板の浦鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度３０分・１３５メートルのところ
イ　基点１と板の浦鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度・１２０メートルのところ
ウ　基点１と板の浦鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２４２度・１６５メートルのところ
エ　基点１と板の浦鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２１２度・２５０メートルのところ
オ　基点１と板の浦鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２１６度３０分・２８０メートルのところ
カ　基点１と板の浦鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２４８度・１９５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，２１１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７７号（天草市深海漁港東側防波堤取付基部から５９４メートルのところ）
ア　基点１と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度・６１０メートルのところ
イ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ８６度・２８０メートルのところ
ウ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ５８度・４４０メートルのところ

エ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ６０度・５４０メートルのところ
オ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ８０度・７３０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、８，７１０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７７号（天草市深海漁港東側防波堤取付基部から５９４メートルのところ）
ア　基点１と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度・２７０メートルのところ
イ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度３０分・４７０メートルのところ
ウ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２６度・５５０メートルのところ
エ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４３度・５４０メートルのところ
オ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度・２７０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３，３９８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７５号（天草市深海町オテガ鼻北端）
ア　基点１と天草市深海町深海漁港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２６度・４２５メートルのところ
イ　基点１と深海漁港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２８度・５８０メートルのところ
ウ　基点１と深海漁港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３５度３０分・５８０メートルのところ
エ　基点１と深海漁港灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３７度・４２５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，２５２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点天第３９４号（天草市下平漁港１号防波堤突端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度・１５分・２５５メートルのところ
イ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ４１度・３５５メートルのところ
ウ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ４８度３０分・３３５メートルのところ
エ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３９度・２２５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、７２２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９４号（天草市下平漁港１号防波堤突端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２６度１５分・５０メートルのところ
イ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ６１度５５分・１９３メートルのところ
ウ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ７３度５３分・１８９メートルのところ
エ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ７８度５７分・３５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、６２０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７９号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）
ア　基点１と天草市深海町産島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度３０分・１７０メートルのところ
イ　基点１と産島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１５度３０分・２６０メートルのところ
ウ　基点１と産島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１９度１５分・３２０メートルのところ
エ　基点１と産島南端を見通した線から基点１を基点として右へ５６度３３分・６８２メートルのところ
オ　基点１と産島南端を見通した線から基点１を基点として右へ６８度５５分・６３３メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、７，５７０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５３９号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８７号（天草市河浦町宮野河内野崎南端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２度２５分・７０９メートルのところ
イ　基点１と女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度３０分・８４８メートルのところ
ウ　基点１と女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度５５分・１，１０２メートルのところ
エ　基点１と女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３度５０分・１，００２メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１３，４２２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８７号（天草市河浦町宮野河内野崎南端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３７度・１，０２３メートルのところ
イ　基点１と女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１１度５０分・７４７メートルのところ
ウ　基点１と女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９度４５分・１，０４７メートルのところ
エ　基点１と女岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２９度４５分・１，２８６メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、７，３６１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８４号（天草市河浦町宮野河内丸山鼻北西端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内野崎鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度・１，１６５メートルのところ
イ　基点１と野崎鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ７度３０分・１，４６５メートルのところ
ウ　基点１と野崎鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ１５度３０分・１，３００メートルのところ
エ　基点１と野崎鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度・９５０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１１，６６９平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８９号（天草市新和町親崎南端）
ア　基点１と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３８度・５５０メートルのところ
イ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３度３０分・７４０メートルのところ
ウ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ５０度１７分・８５２メートルのところ
エ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ５９度２４分・６９５メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、９，３４２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町中田地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８９号（天草市新和町親崎南端）
ア　基点１と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ６５度・８１０メートルのところ
イ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ５６度１５分・９６０メートルのところ
ウ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ６２度３０分・１，０６５メートルのところ
エ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ７１度３０分・９２０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、４，４３７平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２００号（天草市新和町天附鼻南東端）
ア　基点１と天草市新和町小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度５分・７６２メートルのところ
イ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３０５度・７３０メートルのところ
ウ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９３度１５分・１，０１０メートルのところ
エ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９９度３０分・１，０９０メートルのところ
オ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度４５分・８６０メートルのところ
カ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度２５分・８９７メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、７，８９２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２００号（天草市新和町天附鼻南東端）
ア　基点１と天草市新和町小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ７６度３０分・１６０メートルのところ
イ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ５０度３０分・２４０メートルのところ
ウ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ６６度・３０５メートルのところ
エ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ８９度・２５０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，０００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１４号（天草市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ３０．６メートルのところ）
ア　基点１と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２１度・１，１９５メートルのところ
イ　基点１と横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１２度３０分・１，１４０メートルのところ
ウ　基点１と横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３０８度・１，７３０メートルのところ
エ　基点１と横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度３０分・１，７７０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、３，２５０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市下浦町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９６号（天草市下血塚島西端）
ア　基点１と天草市下浦町戸の崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ８１度３０分・３８２メートルのところ
イ　基点１と戸の崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ７６度３分・１２３メートルのところ
ウ　基点１と戸の崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１度４９分・５８８メートルのところ
エ　基点１と戸の崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度１５分・６６５メートルのところ
２　地元地区　天草市今釜新町、今釜町、太田町、大浜町、亀場町、川原新町、川原町、北浜

町、楠浦町、小松原町、栄町、志柿町、下浦町、城下町、浄南町、諏訪町、瀬戸町、中央新町、枦宇土町、浜崎町、東浜町、東町、船之尾町、古川町、本渡町、本町、港町、南新町、南町、宮地岳町、山の手町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１８，１１２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市栖本町白戸地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１６号（天草市栖本町白戸漁港南側防波堤基部から南側防波堤に沿って４０メートルのところ）
ア　基点１と天草市栖本町柳田防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ９度５５分・５８７メートルのところ
イ　基点１と柳田防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ２５度３５分・６７７メートルのところ
ウ　基点１と柳田防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ５４度・４５０メートルのところ
エ　基点１と柳田防波堤突端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度３０分・２２０メートルのところ
２　地元地区　天草市栖本町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、５，４００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５４９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市栖本町白戸地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１５号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））
ア　基点１と天草市栖本町栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ６０度・１，５９５メートルのところ
イ　基点１と栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ７１度・１，７３５メートルのところ
ウ　基点１と栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度４５分・９００メートルのところ
エ　基点１と栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ９９度３０分・５８５メートルのところ
２　地元地区　天草市栖本町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、９，４２０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市栖本町白戸地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１５号（天草市下浦町と同市栖本町との海岸における境界（船瀬鼻南端））
ア　基点１と天草市栖本町栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３７度・１，５３５メートルのところ
イ　基点１と栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ５０度・１，５４５メートルのところ
ウ　基点１と栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ６２度３０

分・６２０メートルのところ
エ　基点１と栖本港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２９度・５９５メートルのところ
２　地元地区　天草市栖本町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、７，２２２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市栖本町古江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１８号（天草市栖本町沖の瀬鼻）
ア　基点１と天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ６２度・１１０メートルのところ
イ　基点１と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度・１００メートルのところ
ウ　基点１と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度・１８５メートルのところ
エ　基点１と浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３６度３０分・１９０メートルのところ
２　地元地区　天草市栖本町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、６００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市倉岳町棚底地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９７号（天草市倉岳町落人鼻東端）
ア　基点１と天草市倉岳町平瀬島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２１２度２０分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
イ　基点１と平瀬島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３００度・３８０メートルのところ
ウ　基点１と平瀬島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１９度・２５０メートルのところ
エ　基点１と平瀬島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１９９度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
２　地元地区　天草市倉岳町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１０，４７６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市倉岳町棚底地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２４の１号（天草市倉岳町落人鼻南端）
基点２　熊本県漁場基点天第２２９号（上天草市龍ヶ岳町横島南端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４０度・３７５メートルのところ
イ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度３４分・５６１メートルのところ
ウ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４４度２４分・８２０メ

ートルのところ
エ　基点２と天草市倉岳町平瀬島南端を見通した線から基点２を基点として右へ３８度・１，０４０メートルのところ
２　地元地区　天草市倉岳町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１０，８５１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町大道地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２８号（上天草市龍ヶ岳町横島北端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１３３度５分・１，０２２メートルのところ
イ　基点１と切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１２０度３０分・１，００８メートルのところ
ウ　基点１と切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１２１度５分・１，１１８メートルのところ
エ　基点１と切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１３４度３０分・１，１４１メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町大道
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、７，２７８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町大道地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０２号（上天草市龍ヶ岳町赤崎大道漁港（赤崎地区）南側埋立地西端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町大道横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１度３０分・８２０メートルのところ
イ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４度３０分・７１０メートルのところ
ウ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度１５分・６２５メートルのところ
エ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度・７８０メートルのところ
オ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度・７６０メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町大道
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、７，３５１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町大道地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２８号（上天草市龍ヶ岳町横島北端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ４８度３０分・２６０メートルのところ

イ　基点１と切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ４３度１５分・４２５メートルのところ
ウ　基点１と切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ９５度・５７５メートルのところ
エ　基点１と切支丹鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１０８度１５分・５４０メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町大道
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１９，３９２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町大道地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２３２号（上天草市龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度１５分・４５メートルのところ
イ　基点１と横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度・１３０メートルのところ
ウ　基点１と横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度・１５０メートルのところ
エ　基点１と横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２８度３０分・６０メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町大道
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、４０８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５５８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町大道地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９８号（天草市御所浦町猿子島北東端）
ア　イから基点１を見通した線からイを基点として右へ７３度の線が上天草市龍ヶ岳町大道楠森島の陸岸と交わるところ
イ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ４５度３０分・１，３７５メートルのところ
ウ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ５３度１５分・９３０メートルのところ
エ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２度・９６０メートルのところ
オ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２度の線が楠森島の陸岸と交わるところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町大道
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、９，０８８平方メートルを超えてはならない。
（４）　楠森島への航行に支障がないように配慮しなければならない。

漁場計画番号　天区第５５９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで

（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町大道地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市倉岳町宮田漁港西ノ原１号防波堤灯台と上天草市龍ヶ岳町瓢箪島西端を見通した線から宮田漁港西ノ原１号防波堤灯台を基点として右へ８度の線が上天草市龍ヶ岳町大道ダテク島の最大高潮時海岸線と交わるところ
ア　基点１と宮田漁港西ノ原１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３１７度・５１０メートルのところ
イ　基点１と宮田漁港西ノ原１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１６度１５分・２２５メートルのところ
ウ　基点１と宮田漁港西ノ原１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２０３度・４７５メートルのところ
エ　基点１と宮田漁港西ノ原１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４４度３０分・６５５メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町大道
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、６，２８０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町高戸地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２３４号（上天草市龍ヶ岳町和田鼻東端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町坊主島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ５０度３０分・２２０メートルのところ
イ　基点１と坊主島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ０度３０分・５０５メートルのところ
ウ　基点１と坊主島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度３０分・６３０メートルのところ
エ　基点１と坊主島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４度３０分・５１５メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、９，９７２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市龍ヶ岳町樋島地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３０１号（上天草市龍ヶ岳町竹島北側中央部突端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町椚島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度・３６５メートルのところ
イ　基点１と椚島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ６８度・２５０メートルのところ
ウ　基点１と椚島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度４５分・１５メートルのところ
エ　基点１と椚島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ２４２度１５分・２７０メートルのところ
オ　基点１と椚島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６２度４５分・３００メートルのところ
カ　基点１と椚島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度４５分・１９０メートルのところ
２　地元地区　上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、４，３６７平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２５１号（天草市御所浦町横浦島割石鼻北東端）
ア　基点１と天草市御所浦町横浦島北端堤防を見通した線から基点１を基点として右へ３０１度１５分・１４０メートルのところ
イ　基点１と横浦島北端堤防を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度３０分・４６２メートルのところ
ウ　基点１と横浦島北端堤防を見通した線から基点１を基点として右へ１６度・４４５メートルのところ
エ　基点１と横浦島北端堤防を見通した線から基点１を基点として右へ２１度４５分・４８メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、６，０９１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２３０号（天草市御所浦町猿子島北西端）
ア　基点１と上天草市龍ヶ岳町大道楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度２５分・３１７メートルのところ
イ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ２９３度３０分・３６５メートルのところ
ウ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３０２度・５２０メートルのところ
エ　基点１と楠森島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１７度・５１５メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、２，４８０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１９の１号（上天草市龍ヶ岳町大道ダテク島南端）
基点２　熊本県漁場基点天第２２１号（天草市御所浦町困窮島南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５３度３０分・６５７メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度１５分・８０２メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２３度４０分・７５１メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５度・５３７メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、２３，１２１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２５５号（天草市御所浦町牧島グミノキ崎南端）
ア　基点１と天草市御所浦町串ケ崎南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１６度３０分・１，０５９メートルのところ
イ　基点１と串ケ崎南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３０４度３０分・１，２７２メートルのところ
ウ　基点１と串ケ崎南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３０６度５０分・１，３２８メートルのところ
エ　基点１と串ケ崎南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１８度３５分・１，１２４メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３，８６８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２６９号（天草市御所浦町本郷辻の下西端）
基点２　熊本県漁場基点天第２７１号（天草市御所浦町眉島北端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１度５０分・５８９メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度４５分・４８８メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度４５分・５７７メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度３０分・６６８メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、１，７６０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７２の２号（天草市御所浦町本郷港１号防波堤灯台）
ア　基点１と天草市御所浦町眉島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２６１度・１２５メートルのところ
イ　基点１と眉島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２９３度・６２５メートルのところ
ウ　基点１と眉島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３０１度・６２０メートルのところ
エ　基点１と眉島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３０７度・４１０メートルのところ
オ　基点１と眉島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３２６度３０分・１１０メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１１，８８７平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７４号（天草市御所浦町箱崎南端）
ア　基点１と天草市御所浦町元浦中津鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２７７度３０分・６０メートルのところ
イ　基点１と中津鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２４度５０分・１４０メートルのところ
ウ　基点１と中津鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２４度３０分・１６２メートルのところ
エ　基点１と中津鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ６６度３０分・９８メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２，１８３平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５６９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７４号（天草市御所浦町箱崎南端）
ア　基点１と天草市御所浦町弁天島東端を見通した線から基点１を基点として右へ１９度２０分・３５１メートルのところ
イ　基点１と弁天島東端を見通した線から基点１を基点として右へ８度・５５０メートルのところ
ウ　基点１と弁天島東端を見通した線から基点１を基点として右へ２７度・６６８メートルのところ
エ　基点１と弁天島東端を見通した線から基点１を基点として右へ４２度１０分・５１１メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１６，５４０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７５号（天草市御所浦町元浦中津鼻西端）
ア　基点１と天草市御所浦町弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度３０分・６１５メートルのところ
イ　基点１と弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ９４度・２８５メートルのところ
ウ　基点１と弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２８９度３０分・２８０メートルのところ
エ　基点１と弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３１７度５２分・３４３メートルのところ
オ　基点１と弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１３度・２４５メートルのところ
カ　基点１と弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ７８度４５分・５２０メートルのところ

キ　基点１と弁天島南端を見通した線から基点１を基点として右へ９３度１５分・６２５メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２１，３３０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７８号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）
ア　基点１と天草市御所浦町弁天島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度２１分・５２０メートルのところ
イ　基点１と弁天島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度・８７０メートルのところ
ウ　基点１と弁天島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度・８６５メートルのところ
エ　基点１と弁天島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度３０分・９６５メートルのところ
オ　基点１と弁天島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度２４分・９６０メートルのところ
カ　基点１と弁天島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度２６分・５０６メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、３，７４０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３６９号（天草市御所浦町大平島北西端）
ア　基点１と天草市御所浦町竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１６度・１１０メートルのところ
イ　基点１と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度３０分・３０メートルのところ
ウ　基点１と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２３８度１５分・１２５メートルのところ
エ　基点１と竹島ドフ鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６７度１５分・１６０メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１，０００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７８号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）
ア　基点１と天草市御所浦町大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２７度５０分・１，０７９メートルのところ
イ　基点１と大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度４０分・８８３

メートルのところ
ウ　基点１と大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ４度２０分・１，１５９メートルのところ
エ　基点１と大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１９度・１，３０９メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、３０，８７２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７８号（天草市御所浦町大浦大場山鼻北東端）
ア　基点１と天草市御所浦町大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度３０分・９０８メートルのところ
イ　基点１と大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度・８８６メートルのところ
ウ　基点１と大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度２０分・１，１３５メートルのところ
エ　基点１と大平島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度４０分・１，１４９メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、１０，１１４平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５７５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町嵐口地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市御所浦町嵐口前島北東端
ア　基点１と天草市御所浦町嵐口崎北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２５６度３０分・２９５メートルのところ
イ　基点１と嵐口崎北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２８３度４４分・４４２メートルのところ
ウ　基点１と嵐口崎北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１７度１８分・３５４メートルのところ
エ　基点１と嵐口崎北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度３７分・１２９メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、７，４４２平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５９１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類、藻類、あわび小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２５３号（天草市御所浦町牧島ヤキ崎北西端）
ア　基点１と天草市御所浦町牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ６０度・３８０メートルのところ
イ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度５０分・７４メートルのところ

ウ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１２度５０分・３９８メートルのところ
エ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度・５３８メートルのところ
オ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度５０分・６３１メートルのところ
カ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度４０分・６５８メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、４３，４６０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５９２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類、藻類、あわび小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９８号（天草市御所浦町猿子島北東端）
ア　基点１と天草市御所浦町牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ２７５度２９分・３９メートルのところ
イ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３０３度・３００メートルのところ
ウ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度・３３５メートルのところ
エ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度４５分・６４０メートルのところ
オ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ５度３０分・６７５メートルのところ
カ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ１４度・３６０メートルのところ
キ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度３０分・４１５メートルのところ
ク　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ４６度５８分・３９６メートルのところ
ケ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ５２度１９分・２２６メートルのところ
コ　基点１と牧島トビノ巣東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６度１５分・１５０メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、３１，０６６平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５９３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類、藻類、あわび小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３６５号（天草市御所浦町牧島漁港Ｂ防波堤突端）
ア　基点１と天草市御所浦町眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度１５分・４２６メートルのところ
イ　基点１と眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度３０分・６３０メートルのところ
ウ　基点１と眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度１５分・６７２メートルのところ
エ　基点１と眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度５５分・４１８メートルのところ
オ　基点１と眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ９１度３０分・６１８メ

ートルのところ
カ　基点１と眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１１３度３５分・５５７メートルのところ
キ　基点１と眉島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５１度４５分・１４９メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２４，８０１平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５９４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類、藻類、あわび小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町嵐口地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３６３号（天草市御所浦町嵐口漁港４号防波堤東側基部から南東へ防波堤に沿って１３５メートルの防波堤中央部）
ア　基点１と天草市御所浦町嵐口崎北端を見通した線から基点１を基点として右へ２度１９分・８８９メートルのところ
イ　基点１と嵐口崎北端を見通した線から基点１を基点として右へ４４度１６分・５７９メートルのところ
ウ　基点１と嵐口崎北端を見通した線から基点１を基点として右へ４０度３５分・３９２メートルのところ
エ　基点１と嵐口崎北端を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度２７分・７２１メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２４，０９８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第５９５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類、藻類、あわび小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町嵐口地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３６４号（天草市御所浦町嵐口漁港二号防波堤北側基部から西へ防波堤に沿って４０メートルの防波堤中央部）
ア　基点１から真方位２５９度９分５３秒・８０２．８４メートルのところ
イ　基点１から真方位２６９度６分５６秒・７８１．９３メートルのところ
ウ　基点１から真方位２９２度５５分７秒・６７１．７９メートルのところ
エ　基点１から真方位２９２度２４分１２秒・２１２．８０メートルのところ
オ　基点１から真方位２４８度１４分４秒・４２９．８６メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、２６，８６４平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　天区第６５１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２０号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
ア　基点１と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１５度・８８５メートルのところ

イ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３０度１５分・９４０メートルのところ
ウ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ５１度・４９０メートルのところ
エ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１９度・３９０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６５２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町阿村地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第６４号（上天草市松島町船人島北端）
ア　基点１と上天草市松島町永浦島ウコク鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３４２度５０分・１３０メートルのところ
イ　基点１と永浦島ウコク鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２９６度１０分・９６メートルのところ
ウ　基点１と永浦島ウコク鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２８７度４５分・３１５メートルのところ
エ　基点１と永浦島ウコク鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３００度・３３０メートルのところ
２　地元地区　上天草市松島町阿村
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６５３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町合津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第８６号（上天草市松島町兄弟島頂点）
基点２　熊本県漁場基点天第７８号の２（上天草市松島町仏島南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１９９度・５０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１６３度３０分・１９０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１７７度３０分・２１０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２２０度・１００メートルのところ
２　地元地区　上天草市松島町及び天草市有明町楠甫
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６５４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町合津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第８７号（上天草市松島町太郎島頂点と野島南端を見通した線から太郎島頂点を基点として右へ１１２度５分の線が大島の陸岸と交わるところ（大島南端））
ア　基点１と上天草市松島町太郎島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２４６度３０分・４４０メートルのところ
イ　基点１と太郎島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２５７度３０分・４９５メートルのところ
ウ　基点１と太郎島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２８７度３０分・３２０メートルのところ
エ　基点１と太郎島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２７７度１５分・２２５メートルのところ
２　地元地区　上天草市松島町及び天草市有明町楠甫

３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６５５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町合津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第７５号（上天草市松島町仏島北端と兄弟島頂点を見通した線から仏島北端を基点として右へ１２８度３０分の線が陸岸と交わるところ（永浦島赤禿島南端））
ア　基点１と上天草市松島町大池島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ９４度・１００メートルのところ
イ　基点１と大池島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ６５度３０分・１４０メートルのところ
ウ　基点１と大池島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ９６度３０分・４１０メートルのところ
エ　基点１と大池島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１０６度・４００メートルのところ
２　地元地区　上天草市松島町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６５６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町坂瀬川地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３１号（天草郡苓北町坂瀬川和田漁港西側防波堤北側）
ア　基点１と天草市五和町二江通詞島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１３度１５分・８４メートルのところ
イ　基点１と通詞島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ４度３０分・９１メートルのところ
ウ　基点１と通詞島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ８度・１，０１０メートルのところ
エ　基点１と通詞島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度・２６４メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６５７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町志岐地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３３号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）
ア　基点１と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２６度・７６０メートルのところ
イ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度４５分・８８０メートルのところ
ウ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３８度４５分・８３０メートルのところ
エ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３度３０分・７００メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６５８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町志岐地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点天第１３３号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）
ア　基点１と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ５８度・８８５メートルのところ
イ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ５７度４５分・７８５メートルのところ
ウ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ５０度３０分・８００メートルのところ
エ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ５１度４５分・９００メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６５９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４０号（天草市河浦町崎津神島北端）
ア　基点１と天草市河浦町鬼塚鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２０８度・３２５メートルのところ
イ　基点１と鬼塚鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２２４度３０分・２７０メートルのところ
ウ　基点１と鬼塚鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２００度・１５０メートルのところ
エ　基点１と鬼塚鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ１８４度・２３５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６６０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４２号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
ア　基点１と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度・５６０メートルのところ
イ　基点１と神島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度・４６０メートルのところ
ウ　基点１と神島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１４度・４１０メートルのところ
エ　基点１と神島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度・５３０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６６１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市二浦町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４８号（天草市二浦町弁天島北端）
ア　基点１と天草市二浦町ロケ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１９度・１８０メートルのところ
イ　基点１とロケ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度３０分・３２０メートルのところ
ウ　基点１とロケ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度３０分・３０５メートルのところ
エ　基点１とロケ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度・１６０メー

トルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６６２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市魚貫町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１５６号（天草市魚貫町里浦鳶松の鼻南端）
基点２　熊本県漁場基点天第１５７号（天草市魚貫町里浦カクレヤ鼻南端）
ア　基点１と天草市魚貫町須崎鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度・２０メートルのところ
イ　基点１と須崎鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２０６度・１１０メートルのところ
ウ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ５１度・１９５メートルのところ
エ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ４６度・１４５メートルのところ
オ　基点１と須崎鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２２３度・１３０メートルのところ
カ　基点１と須崎鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度・１０７メートルのところ
キ　基点１と須崎鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ４５度・９０メートルのところ
ク　基点１と須崎鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ７０度・６０メートルのところ
２　地元地区　天草市魚貫町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６６３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市魚貫町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１５４号（天草市魚貫町里浦須崎鼻北西端）
基点２　熊本県漁場基点天第１５６号（天草市魚貫町里浦鳶松の鼻南端）
基点３　熊本県漁場基点天第１５７号（天草市魚貫町里浦カクレヤ鼻南端）
ア　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３４１度・１５０メートルのところ
イ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ２２５度３０分・１４０メートルのところ
ウ　基点３と基点２を見通した線から基点３を基点として右へ５２度・１２０メートルのところ
エ　基点３と基点２を見通した線から基点３を基点として右へ２４４度・９５メートルのところ
オ　基点３と基点２を見通した線から基点３を基点として右へ２５９度３０分・１１０メートルのところ
カ　基点３と基点２を見通した線から基点３を基点として右へ３３４度・８５メートルのところ
キ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ２３９度・２４５メートルのところ
ク　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３１３度・１９０メートルのところ
２　地元地区　天草市魚貫町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６６４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業

（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１６６号（天草市久玉町牛深漁港久玉地区南側防波堤取付基部から３７メートルのところ）
ア　基点１と天草市久玉町犬戻鼻北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１０７度３０分・２８０メートルのところ
イ　基点１と犬戻鼻北西端を見通した線から基点１を基点として右へ８１度３０分・３２０メートルのところ
ウ　基点１と犬戻鼻北西端を見通した線から基点１を基点として右へ９０度３０分・４６０メートルのところ
エ　基点１と犬戻鼻北西端を見通した線から基点１を基点として右へ１０９度３０分・４３０メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６６５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７３号（天草市深海町浅海板の浦鼻西端）
ア　基点１と天草市深海町戎島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ２４２度３５分・１１９メートルのところ
イ　基点１と戎島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ２８１度４５分・４０４メートルのところ
ウ　基点１と戎島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ２９２度４０分・３９８メートルのところ
エ　基点１と戎島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度４０分・６９メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６６６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９８号（天草市新和町小島南西端）
ア　基点１と天草市新和町横島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ１４度・５３０メートルのところ
イ　基点１と横島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度１５分・６６５メートルのところ
ウ　基点１と横島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ２８度４５分・６２５メートルのところ
エ　基点１と横島南西端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度３０分・４８０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６６７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１４号（天草市戸の崎漁港東側防波堤基部から南へ３０．６メートルのところ）
ア　基点１と天草市新和町横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度

・１，０８０メートルのところ
イ　基点１と横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２８度３０分・１，０００メートルのところ
ウ　基点１と横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１６度３０分・１，６５０メートルのところ
エ　基点１と横島北西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２１度・１，７００メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６６８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市下浦町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０１号（天草市上血塚島東端）
ア　基点１と天草市下浦町小島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２８４度３０分・１，０２０メートルのところ
イ　基点１と小島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２８７度１５分・１，１２５メートルのところ
ウ　基点１と小島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３００度３０分・１，０４０メートルのところ
エ　基点１と小島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ２９９度１５分・９２５メートルのところ
２　地元地区　天草市今釜新町、今釜町、太田町、大浜町、亀場町、川原新町、川原町、北浜町、楠浦町、小松原町、栄町、志柿町、下浦町、城下町、浄南町、諏訪町、瀬戸町、中央新町、枦宇土町、浜崎町、東浜町、東町、船之尾町、古川町、本渡町、本町、港町、南新町、南町、宮地岳町、山の手町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６６９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市栖本町古江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２１８号（天草市栖本町沖の瀬鼻）
ア　基点１から天草市倉岳町浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度１５分・６４０メートルのところ
イ　基点１から浜田船溜南側防波堤東角を見通した線から基点１を基点として右へ０度３０分・６４０メートルのところ
ウ　基点１から浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ４度４５分・４９０メートルのところ
エ　基点１から浜田船溜南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３３４度３０分・４８５メートルのところ
２　地元地区　天草市栖本町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６７０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市倉岳町棚底地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２５号（天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角）
ア　基点１と天草市倉岳町棚底小島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ７度・５５５メートルのところ
イ　基点１と小島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３４３度１５分・５８５メートルのところ
ウ　基点１と小島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度３０分・７６５メートルのところ
エ　基点１と小島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ５度１５分・７４０メートルのところ

２　地元地区　天草市倉岳町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６７１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市倉岳町棚底地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２６号（天草市倉岳町棚底小島頂点）
基点２　熊本県漁場基点天第４０６号（熊本県漁場基点天第２２４号（落人鼻南端）と平瀬島東端を見通した線から天第２２４号を基点として右へ２８８度１０分の線が天草市倉岳町元首鼻の最大高潮時海岸線と交わるところ）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３０７度３０分・１９０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度３０分・３９０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度・３９０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２１度・４００メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５１度３０分・１９０メートルのところ
２　地元地区　天草市倉岳町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６７２号
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市倉岳町棚底地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２２６号（天草市倉岳町棚底小島頂点）
基点２　熊本県漁場基点天第２２５号（天草市倉岳町棚底亀石防波堤突端の南角）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４６度３０分・３９０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ８５度・２８０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ７７度・１３０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２６度・３１０メートルのところ
２　地元地区　天草市倉岳町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第６７３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２７３号（天草市御所浦町牧島奥法崎南西端）
ア　基点１と天草市御所浦町串ケ崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度・１６５メートルのところ
イ　基点１と串ケ崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ９度３０分・２５０メートルのところ
ウ　基点１と串ケ崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３度・２７０メートルのところ
エ　基点１と串ケ崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ４６度・２３０メート

ルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第６７４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市御所浦町御所浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３５９号（天草市御所浦町牧島田ノ尻西側防波堤基部から防波堤に沿って南東へ５０メートルのところ）
ア　基点１と天草市御所浦町牧島グミノキ崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ７度・４６５メートルのところ
イ　基点１と牧島グミノキ崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１９度・４８０メートルのところ
ウ　基点１と牧島グミノキ崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ２７度・２８５メートルのところ
エ　基点１と牧島グミノキ崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ７度３０分・２６５メートルのところ
２　地元地区　天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹、下竹、外平及び越地地区を除く）
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７５１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町志岐地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３３号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）
ア　基点１と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ５０度３０分・８００メートルのところ
イ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３７度１５分・８６０メートルのところ
ウ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３９度４５分・９５５メートルのところ
エ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ５１度４５分・９００メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７５２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町志岐地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３３号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）
ア　基点１と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３度３０分・７００メートルのところ
イ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３８度４５分・８３０メートルのところ
ウ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ４４度４５分・８００メートルのところ
エ　基点１と富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ４１度・６６０メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第７５３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４０号（天草市河浦町崎津神島北端）
ア　基点１と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２８度３０分・４８８メートルのところ
イ　基点１と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度・５２８メートルのところ
ウ　基点１と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３４度・５１８メートルのところ
エ　基点１と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度・４７７メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第７５４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４０号（天草市河浦町小島北端）
ア　基点１と天草市河浦町鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度３０分・４４５メートルのところ
イ　基点１と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３４度・５１８メートルのところ
ウ　基点１と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４０度３０分・５２０メートルのところ
エ　基点１と鬼塚鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３９度３０分・４３５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第７５５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４２号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
ア　基点１と天草市河浦町鬼塚鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度１１分・３２３メートルのところ
イ　基点１と鬼塚鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２度１５分・３５２メートルのところ
ウ　基点１と鬼塚鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度４７分・３０１メートルのところ
エ　基点１と鬼塚鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３度３２分・２６６メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第７５６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市魚貫町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１５４号（天草市魚貫町里浦須崎鼻北西端）
ア　基点１と天草市魚貫町仏崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度・２７５メートルのところ

イ　基点１と仏崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ６度１５分・３４０メートルのところ
ウ　基点１と仏崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度・３４５メートルのところ
２　地元地区　天草市魚貫町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７５７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市魚貫町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１５３号（熊本県漁場基点天第１５５号（鰻穴の鼻北西端）と天第１５６号（鳶松の鼻南端）を見通した線から天第１５５号を基点として右へ２２６度１０分の線が陸岸と交わるところ（天草市魚貫町トビノス（ウマガリ鼻））
ア　基点１と天草市魚貫町後田鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度・１９０メートルのところ
イ　基点１と後田鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３９度・１５５メートルのところ
ウ　基点１と後田鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２９５度１５分・１２５メートルのところ
エ　基点１と後田鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２９７度・１６５メートルのところ
２　地元地区　天草市魚貫町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７５８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７０号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）
ア　基点１と天草市久玉町山の浦黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２８２度３０分・３４５メートルのところ
イ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９１度・２５５メートルのところ
ウ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２７２度３０分・２２５メートルのところ
エ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６８度４５分・３２５メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第７５９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひおうぎ垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７１号（天草市久玉町山の浦小金ケ鼻南端）
ア　基点１と天草市久玉町八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２８２度３０分・７０メートルのところ
イ　基点１と八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ２９７度１５分・１１５メートルのところ
ウ　基点１と八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度３０分・１１３メートルのところ
エ　基点１と八幡鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度５０分・６７メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７７１号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あさり垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町中地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３８号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）中野米カネカキ鼻北東端（西大維橋橋脚台北側角基部））
ア　基点１と大矢野町横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２９４度３０分・３４５メートルのところ
イ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２８２度３０分・３５５メートルのところ
ウ　基点１と横島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２８６度４５分・６７０メートルのところ
エ　基点１と北端を見通した線から基点１を基点として右へ２９３度１５分・６７０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７７２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あさり垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　上天草市松島町阿村地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第７０号（上天草市松島町前島チョウメイ岩鼻東端）
ア　基点１と上天草市松島町キンガ瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６２度・１５０メートルのところ
イ　基点１とキンガ瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２５度３０分・２１０メートルのところ
ウ　基点１とキンガ瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度３０分・１８０メートルのところ
エ　基点１とキンガ瀬北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２５３度・１００メートルのところ
２　地元地区　上天草市松島町
３　制限又は条件　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第７８１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あわび・うに養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市五和町二江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市五和町二江漁港須ノ脇地区西側防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ１３９メートルのところ
ア　基点１と天草市五和町通詞島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ１４度３０分・８３６メートルのところ
イ　基点１と通詞島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２８度１５分・９３０メートルのところ
ウ　基点１と通詞島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ４６度３０分・６４５メートルのところ
エ　基点１と通詞島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２９度１５分・４９５メートルのところ
２　地元地区　天草市五和町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第７８２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あわび・うに養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町上津深江地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３３号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）
ア　基点１と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度３０分・１，３２０メートルのところ

イ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度・１，５６０メートルのところ
ウ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ１１６度１５分・１，４８５メートルのところ
エ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度３０分・１，２２５メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８０１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１０号（上天草市大矢野町上七ツ割中鼻北端）
ア　基点１と上天草市大矢野町上串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ５度３０分・７２５メートルのところ
イ　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ２５０度３０分・６４０メートルのところ
ウ　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ２７３度・９５５メートルのところ
エ　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度１５分・１，１６０メートルのところ
オ　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度４５分・１，５４５メートルのところ
カ　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度３０分・１，９８０メートルのところ
キ　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度２５分・１，６５０メートルのところ
ク　基点１と串崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度１５分・９２０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８０２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２０号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
ア　基点１と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度・４００メートルのところ
イ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３２５度・４９０メートルのところ
ウ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３３９度３０分・７４５メートルのところ
エ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度３０分・６９０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８０３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業

（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町上地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２０号（上天草市大矢野町野釜漁港東側防波堤南側突端）
ア　基点１と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３９度４５分・８９０メートルのところ
イ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１６度・１，７４０メートルのところ
ウ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ３６度４５分・２，１９０メートルのところ
エ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ４９度・１，８１５メートルのところ
オ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ４４度・１，６２０メートルのところ
カ　基点１と手取島頂点を見通した線から基点１を基点として右へ５７度３０分・１，３７５メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８０４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町湯島地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７号（上天草市大矢野町湯島南東端）
基点２　熊本県漁場基点天第１８号（上天草市大矢野町湯島南西端）
ア　基点１と上天草市大矢野町野釜島南端を見通した線から基点１を基点として右へ７６度３０分・３００メートルのところ
イ　基点１と野釜島南端を見通した線から基点１を基点として右へ７７度・８００メートルのところ
ウ　基点２と野釜島南端を見通した線から基点２を基点として右へ８５度４５分・７７０メートルのところ
エ　基点２と野釜島南端を見通した線から基点２を基点として右へ９０度３０分・２７５メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８０５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町維和地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４６号（上天草市大矢野町茶臼島頂点）
ア　基点１と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３４２度・５５５メートルのところ
イ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度３０分・３７０メートルのところ
ウ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３３４度３０分・３６５メートルのところ
エ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度１５分・５５０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８０６号
１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　上天草市大矢野町維和地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４６号（上天草市大矢野町茶臼島頂点）
ア　基点１と上天草市大矢野町登立大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度・１，１６５メートルのところ
イ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度・１，０００メートルのところ
ウ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３４３度３０分・８２５メートルのところ
エ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３４０度・７９５メートルのところ
オ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度１５分・９６０メートルのところ
カ　基点１と大潟船着場突堤先端を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度・１，１４０メートルのところ
２　地元地区　上天草市大矢野町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８０７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市有明町須子地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１０１号（天草市有明町須子神崎突端）
ア　基点１と天草市有明町黒島東端を見通した線から基点１を基点として右へ２５度４０分・８８０メートルのところ
イ　基点１と黒島東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６度３０分・１，０８０メートルのところ
ウ　基点１と黒島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３７度２０分・１，０８０メートルのところ
エ　基点１と黒島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３８度３０分・８８０メートルのところ
２　地元地区　天草市有明町大浦、須子及び赤崎
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８０８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９２号（天草市深海町椎木崎５３３２の２の北東端角から南へ１１メートルのところ）
ア　基点１と天草市深海町オテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・２４０メートルのところ
イ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度・３００メートルのところ
ウ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ７１度・２２０メートルのところ
エ　基点１とオテガ崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ７０度・１２０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８０９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業

（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７５号（天草市深海町オテガ鼻北端）
ア　基点１と天草市深海町深海漁港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１６７度・１０５メートルのところ
イ　基点１と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点１を基点として右へ１５３度１５分・１５５メートルのところ
ウ　基点１と東側防波堤南端を見通した線から基点１を基点として右へ１９７度２５分・３９０メートルのところ
エ　基点１と東側防波堤南端を見通した線から基点１を基点として右へ２０６度・３７５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８１０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７５号（天草市深海町オテガ鼻北端）
ア　基点１と天草市深海町深海漁港１号防波堤灯台を見通した線から基点１を基点として右へ５０度・４７０メートルのところ
イ　基点１と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点１を基点として右へ４６度・６１５メートルのところ
ウ　基点１と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点１を基点として右へ５３度３０分・６４０メートルのところ
エ　基点１と深海漁港東側防波堤南端を見通した線から基点１を基点として右へ５９度１５分・５０５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８１１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７８号（天草市深海町長瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ８１度３０分・２２５メートルのところ
イ　基点１と下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ５７度３０分・２５５メートルのところ
ウ　基点１と下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ７４度３０分・６３５メートルのところ
エ　基点１と下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ８３度３０分・６２０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８１２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７８号（天草市深海町長瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市深海町下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３２８

度１５分・２２５メートルのところ
イ　基点１と下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１５度・２０５メートルのところ
ウ　基点１と下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度３０分・１１０メートルのところ
エ　基点１と下馬刀島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３０９度１５分・１５０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第８１３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９５号（天草市深海町字出目１５９５の１番地東端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度・１，１００メートルのところ
イ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・１，０７５メートルのところ
ウ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５１度３０分・１，２２５メートルのところ
エ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５３度３０分・１，２５０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８１４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９５号（天草市深海町字出目１５９５の１番地東端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５３度・５１５メートルのところ
イ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度３０分・６９０メートルのところ
ウ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度１５分・７００メートルのところ
エ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５９度３０分・５３０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８１５号
１　免許の内容たるべき事項
(1)漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
(2)漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
(3)漁場の位置　天草市深海町地先
(4)漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９５号（天草市深海町字出目１５９５の１番地東端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１０度・３００メートルのところ
イ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度・５３０メートルのところ

ウ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・４６０メートルのところ
エ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度・１９０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８３１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ・くろめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市五和町鬼池地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１２５号（天草市五和町鬼池シラタケ鼻北東端）
ア　基点１と天草市五和町宮津港突端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度２３分・７８メートルのところ
イ　基点１と宮津港突端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度５１分・５６メートルのところ
ウ　基点１と宮津港突端を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度９分・２５６メートルのところ
エ　基点１と宮津港突端を見通した線から基点１を基点として右へ１度３７分・２５４メートルのところ
２　地元地区　天草市五和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８３２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ・くろめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市五和町鬼池地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１２６号（天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端）
ア　基点１と天草市五和町鬼池宮津鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・１，２５５メートルのところ
イ　基点１と宮津鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度３０分・１，２５０メートルのところ
ウ　基点１と宮津鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２６９度３０分・４５メートルのところ
エ　基点１と宮津鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ２６９度３０分・９５メートルのところ
２　地元地区　天草市五和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８３３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ・くろめ養殖業
（２）　漁業の時期　１０月１日から翌年５月１５日まで
（３）　漁場の位置　天草市五和町鬼池地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１２６号（天草市五和町鬼池引坂松原鼻突端）
ア　基点１と天草市五和町鬼池と同町二江との境界付近北端を見通した線から基点１を基点として右へ６度３０分・３２５メートルのところ
イ　基点１と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点１を基点として右へ３５度３０分・３３０メートルのところ
ウ　基点１と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点１を基点として右へ１度

・１，１２５メートルのところ
エ　基点１と鬼池と二江との境界付近北端を見通した線から基点１を基点として右へ５度・１，１２５メートルのところ
２　地元地区　天草市五和町
３　制限又は条件
（１）養殖施設は、毎年５月１５日までに撤去しなければならない。
（２）漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８４１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　こんぶ養殖業
（２）漁業の時期　１２月１日から翌年５月３１日まで
（３）漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０９号（天草市新和町大多尾向惣津鼻東端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４２度・６１５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度・４６５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度３０分・４７０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度３０分・６２０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８５１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）漁業の時期　９月１０日から１１月３０日まで
（３）漁場の位置　天草市有明町大浦地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第９９号（天草市有明町大浦恵比寿鼻北側防波堤東端）
ア　基点１と天草市有明町竹島北端を見通した線から基点１を基点として右へ９６度・１５５メートルのところ
イ　基点１と竹島北端を見通した線から基点１を基点として右へ８０度・２９０メートルのところ
ウ　基点１と竹島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１０８度３０分・４００メートルのところ
エ　基点１と竹島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１２９度・３１０メートルのところ
２　地元地区　天草市有明町
３　制限又は条件
（１）養殖施設は、毎年１１月３０日までに撤去しなければならない。
（２）漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第８５２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）漁業の時期　９月１０日から１１月３０日まで
（３）漁場の位置　天草市有明町須子地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１００号（天草市有明町須子漁港西側防波堤北側）
ア　基点１と天草市有明町黒島北端を見通した線から基点１を基点年て右へ１０４度・１０５メートルのところ
イ　基点１と黒島北端を見通した線から基点１を基点として右へ８３度・２４０メートルのところ
ウ　基点１と黒島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１０１度・２８５メートルのところ
エ　基点１と黒島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１２９度３０分・１８５

メートルのところ
２　地元地区　天草市有明町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年１１月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草郡苓北町富岡地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３３号（天草郡苓北町志岐川河口右岸突堤北端）
ア　基点１と天草郡苓北町富岡曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度・９６０メートルのところ
イ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３２６度・１，０２５メートルのところ
ウ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度５０分・１，５００メートルのところ
エ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度５０分・１，４２０メートルのところ
オ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度・１，０５０メートルのところ
カ　基点１と曲崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３９度・１，０４５メートルのところ
２　地元地区　天草郡苓北町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１４２号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
基点２　熊本県漁場基点天第１３９号（天草市河浦町崎津床松の鼻南東端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５度２０分・５４５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５度５０分・６２５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２８度５０分・６２７メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９度４０分・６４３メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４０度４０分・７５２メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４３度２０分・８１８メートルのところ
キ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４２度・９４０メートルのところ
ク　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４４度４０分・９８７メートルのところ
ケ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４７度１０分・１，０６２メートルのところ
コ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４７度３０分・１，０５９メートルのところ
サ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４５度・９８４メートルのところ
シ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４５度４０分・９７６メートルのところ
ス　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４３度・９２９メートルの

ところ
セ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４２度２０分・９３５メートルのところ
ソ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４３度５０分・８１７メートルのところ
タ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４１度１０分・７４９メートルのところ
チ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３０度・６３９メートルのところ
ツ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９度１０分・６２２メートルのところ
テ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２６度・６１９メートルのところ
ト　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５度２０分・５３９メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１３９号（天草市河浦町崎津床松の鼻南東端）
基点２　熊本県漁場基点天第１４２号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３６度４５分・５４５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４３度１５分・６２５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５１度４５分・６１０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５２度３７分・５５０メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５１度３０分・５４５メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５１度・５７０メートルのところ
キ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４５度・５９０メートルのところ
ク　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３８度３５分・５３０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町旧一町田、今富及び崎津並びに天草市二浦町亀浦及び早浦
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７０号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）
ア　基点１と天草市久玉町黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度・７１０メートルのところ
イ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度・７００メートルのところ
ウ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度・５１０メートルのところ
エ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２５度・５３０メートルのところ

２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）漁場の位置　天草市久玉町地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７０号（天草市久玉町山の浦杉浦鼻北端）
ア　基点１と天草市久玉町黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４０度３０分・８４０メートルのところ
イ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度４５分・９３０メートルのところ
ウ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度・９００メートルのところ
エ　基点１と黒崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度４５分・８１０メートルのところ
２　地元地区　天草市久玉町
３　制限又は条件
（１）養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）漁場の位置　天草市深海町地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７８号（天草市深海町長瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市深海町キヨタノ鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ９０度３０分・７５メートルのところ
イ　基点１とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ７８度１５分・６０メートルのところ
ウ　基点１とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ６１度１５分・１５５メートルのところ
エ　基点１とキヨタノ鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ６９度・１６０メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９０７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）漁場の位置　天草市深海町地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９４号（天草市下平漁港１号防波堤突端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２８９度・１９０メートルのところ
イ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２９３度４５分・１８０メートルのところ
ウ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２６５度１５分・１０５メートルのところ
エ　基点１と鶴崎南端を見通した線から基点１を基点として右へ２６１度３０分・１２５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０８号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市深海町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３９５号（天草市深海町字出目１５９５の１番地東端）
ア　基点１と天草市深海町鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５度３０分・８５メートルのところ
イ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度１５分・８０メートルのところ
ウ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ１４度４５分・１８０メートルのところ
エ　基点１と鶴崎東端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度４５分・１８５メートルのところ
２　地元地区　天草市深海町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９０９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７０号（天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ３８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島西端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ６４度１５分・４４０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５９度４５分・４３５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５２度３０分・９３０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５４度２５分・９３０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７０号（天草市河浦町宮野河内乗田上平港乗田南側防波堤の旧防波堤取付基部から防波堤に沿って北へ３８メートルのところ）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ４８度１５分・９５メートルのところ
イ　基点１と産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ４３度４５分・１００メートルのところ
ウ　基点１と産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ６０度３０分・３９５メートルのところ
エ　基点１と産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ６１度３０分・３９５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１１号
１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度４５分・７２０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１０２度３０分・７２０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１０１度４５分・７８０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度・７８５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１１４度３０分・５００メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度・４９０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１０９度４５分・５８５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１１２度３０分・５９５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内上平久瀬東端を見通した線から基点１を基点として右へ２８度・１４５メートルのところ
イ　基点１と久瀬東端を見通した線から基点１を基点として右へ２３度・１３５メートルのところ
ウ　基点１と久瀬東端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度３０分・２１０メートルのところ
エ　基点１と久瀬東端を見通した線から基点１を基点として右へ１５度３０分・２１５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１４号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４２度・３０５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４７度・２９０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４３度３０分・２３５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２３６度３０分・２５５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５０度・４３５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５４度・４２５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５３度４５分・３７０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４８度１５分・３８０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７５号（天草市河浦町宮野河内南本郷越地防波堤南東端）
基点２　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３１９度３０分・３３５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２１度３０分・４０５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２４度４５分・４０５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度１５分・３３０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９４度・５８０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９６度１５分・６６５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９９度・６５０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９７度１５分・５６０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７６号（天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内紅鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１０度４５分・１５０メートルのところ
イ　基点１と紅鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２５度３０分・２２０メートルのところ
ウ　基点１と紅鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度・２１０メートルのところ
エ　基点１と紅鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１６度・１４０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９１９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７６号（天草市河浦町宮野河内女岳白瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市河浦町紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４３度３０分・３８０メートルのところ
イ　基点１と紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度・４２０メートルのところ
ウ　基点１と紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度４５分・４０５メートルのところ
エ　基点１と紅葉ケ鼻南西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度３０分・３６５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２０号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７７号（天草市河浦町宮野河内女岳紅鼻南端）
ア　基点１と河浦町宮野河内女岳ウツボ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１９度３０分・８０メートルのところ
イ　基点１とウツボ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３０８度１５分・９０メートルのところ
ウ　基点１とウツボ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３１８度・１２５メートルのところ
エ　基点１とウツボ鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度・１１０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１度４５分・１，１０５メートルのところ
イ　基点１と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度４５分・１，１７５メートルのところ
ウ　基点１と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・１，１４５メートルのところ
エ　基点１と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２度１５分・１，０７０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１８度３０分・１，１３５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１９度・１，１７０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２２度１５分・１，１６０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２１度４５分・１，１２５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２３号
１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度４５分・１，１６５メートルのところ
イ　基点１と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６度１０分・１，１３２メートルのところ
ウ　基点１と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２６度５分・１，１１２メートルのところ
エ　基点１と産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度３０分・１，１５０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８０号（天草市河浦町上平港南側防波堤南側取付基部から東へ防波堤に沿って１４５．８メートルのところ）
ア　基点１と天草市河浦町産島北側防波堤北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度・１，１８２メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４２度３０分・１，４３３メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４３度２０分・１，４１２メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９度４０分・１，１５８メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７９号（天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度５分・１，２７０メートルのところ
イ　基点１と産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度１５分・１，３１０メートルのところ
ウ　基点１と産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度３０分・１，２７８メートルのところ
エ　基点１と産島西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度５分・１，２４１メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９２６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１７９号（天草市深海町と同市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島南西端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度３０分・１，５９０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５９度３０分・１，８４０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ０度３０分・１，８４０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５９度３０分・１，５８０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９２７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８１号（天草市河浦町上的島灯台）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島南端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１１度・８３０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５９度・１，２３０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度３０分・１，６９０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５９度３０分・１，６９５メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ０度３０分・１，２４０メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１３度・８５０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９２８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８１号（天草市河浦町上的島灯台）
基点２　天草市河浦町宮野河内産島南東端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度・６９５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度３０分・７６０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２４度・７９０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３０６度・７８５メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３０６度３０分・８２０メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２４度・８２０メートルのところ
キ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度３０分・７９０メートルのところ
ク　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度１５分・７２０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内

３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９２９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７４号（天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度３０分・５０メートルのところ
イ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３２８度３０分・２０メートルのところ
ウ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２８３度１５分・１００メートルのところ
エ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３０９度・３９０メートルのところ
オ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３１４度５０分・３９０メートルのところ
カ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３０３度・９５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９３０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台
基点２　天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度４５分・１１５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２７度・１２５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１８度４５分・７０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１３度１５分・３０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９３１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市河浦町宮野河内梶木崎灯台
基点２　天草市河浦町宮野河内桐ノ木崎南端
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度・３２０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度４５分・３１０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度４５分・１８０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３０７度１５分・２００メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９３２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで

（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７４号（天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１６度１５分・９６７メートルのところ
イ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２５度・９２２メートルのところ
ウ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４度３０分・８９２メートルのところ
エ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ１５度３０分・９３７メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９３３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７４号（天草市河浦町産島ツキワケ鼻北端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内女岳梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３９度１５分・１，４００メートルのところ
イ　基点１と梶木崎灯台を見通した線から基点１を基点として右へ４０度２０分・１，３８０メートルのところ
ウ　基点１と宮野河内女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５度５０分・１，２７７メートルのところ
エ　基点１と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度４５分・１，１０２メートルのところ
オ　基点１と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３０度２０分・１，１２０メートルのところ
カ　基点１と女岳桐ノ木崎鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４度４０分・１，３００メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９３４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第３７８号（天草市河浦町女岳外漁港西防波堤南側基部）
ア　基点１と河浦町宮野河内上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ５０度・７０メートルのところ
イ　基点１と上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ４６度・２７０メートルのところ
ウ　基点１と上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ５０度・２７０メートルのところ
エ　基点１と上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ６３度・７０メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９３５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　天草市河浦町宮野河内地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点天第３８０号（天草市河浦町宮野河内女岳棚水南東端）
ア　基点１と天草市河浦町宮野河内上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ６度４５分・２５メートルのところ
イ　基点１と上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ３４２度４５分・３５メートルのところ
ウ　基点１と上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２４度３０分・２２５メートルのところ
エ　基点１と上的島灯台を見通した線から基点１を基点として右へ２８度４５分・２２５メートルのところ
２　地元地区　天草市河浦町宮野河内
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９３６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市新和町大多尾小峰防波堤突端
ア　基点１と天草市新和町上立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ８８度３０分・１３０メートルのところ
イ　基点１と上立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ８６度１５分・９５メートルのところ
ウ　基点１と上立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ１８度３０分・３９０メートルのところ
エ　基点１と上立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度・６７５メートルのところ
オ　基点１と上立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２３度・６７５メートルのところ
カ　基点１と上立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ２４度１５分・３９５メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９３７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　基点２と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点２を基点として右へ４３度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
基点２　熊本県漁場基点天第４０９号（天草市新和町大多尾向惣津鼻東端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３１度３０分・１３０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度３０分・１１０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２８５度３０分・３４０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９０度・３５０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９３８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点天第４０９号（天草市新和町大多尾向惣津鼻東端）
ア　基点１と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４３度・１２０メートルのところ
イ　基点１と惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４３度・２１０メートルのところ
ウ　基点１と惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４８度・２１０メートルのところ
エ　基点１と惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ５２度３０分・１２０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９３９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０９号（天草市新和町大多尾向惣津鼻東端）
ア　基点１と天草市新和町惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ８８度・４０メートルのところ
イ　基点１と惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ３４度・９０メートルのところ
ウ　基点１と惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ４１度３０分・１１０メートルのところ
エ　基点１と惣津島北端を見通した線から基点１を基点として右へ９３度・６０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９６号（天草市新和町横島瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度３０分・３，１１０メートルのところ
イ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度・３，０９０メートルのところ
ウ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ９度・３，５００メートルのところ
エ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ９度３０分・３，５１０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０９号（天草市新和町大多尾向惣津鼻東端）
ア　基点１と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３５３度・１，６３５メートルのところ
イ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３５

４度・１，６３０メートルのところ
ウ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度・１，２４０メートルのところ
エ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南東角を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度３０分・１，２５０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９６号（天草市新和町横島瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市新和町諏訪七辺鼻を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度・１，２９５メートルのところ
イ　基点１と七辺鼻を見通した線から基点１を基点として右へ３４４度・１，２８５メートルのところ
ウ　基点１と七辺鼻を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度・１，６２５メートルのところ
エ　基点１と七辺鼻を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度・１，６３５メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９６号（天草市新和町横島瀬鼻南端）
ア　基点１と天草市新和町七辺鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度１５分・１，２７５メートルのところ
イ　基点１と七辺鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度３０分・１，２９０メートルのところ
ウ　基点１と七辺鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度３０分・１，２１５メートルのところ
エ　基点１と七辺鼻南端を見通した線から基点１を基点として右へ３５８度３０分・１，２００メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１８９号（天草市新和町親崎南端）
ア　基点１と天草市新和町宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２４度３０分・８４０メートルのところ
イ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ２２度・８７０メートルのところ
ウ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１３度３０分・７９０メートルのところ
エ　基点１と宮島北端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度・７５０メートルの

ところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９６号（天草市新和町横島瀬鼻南端）から天草市新和町惣津島東端を見通した線の延長が上立の鼻陸岸と交わるところ
ア　基点１と天草市新和町惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２６度３０分・７０５メートルのところ
イ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２７度・７３０メートルのところ
ウ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度・７４０メートルのところ
エ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度３０分・１，０２０メートルのところ
オ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度・１，０００メートルのところ
カ　基点１と惣津島東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度・７１０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９４６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０９号（天草市新和町大多尾向惣津鼻東端）
ア　基点１と天草市新和町大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ５４度３０分・１２５メートルのところ
イ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ６６度・１２０メートルのところ
ウ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ２８１度３０分・４５メートルのところ
エ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度３０分・９０メートルのところ
オ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３４８度・１５０メートルのところ
カ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度・３６０メートルのところ
キ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度３０分・３６０メートルのところ
ク　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度・１５０メートルのところ
ケ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３２６度３０分・７０メートルのところ
コ　基点１と大多尾漁港南側防波堤南側取付基部を見通した線から基点１を基点として右へ３１５度３０分・４５メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９４７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第４０３号（天草市新和町大多尾字中ノ尾４０３６番地七辺鼻北東端）
ア　基点１と天草市新和町横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３２１度・４８０メートルのところ
イ　基点１と横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度・４１５メートルのところ
ウ　基点１と横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度・４００メートルのところ
エ　基点１と横島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３１９度４５分・４７５メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９４８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９４号（天草市新和町宮地二本木丸瀬鼻南端）
ア　基点１と鹿児島県東町待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ３５１度・３０メートルのところ
イ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ３１８度・２０メートルのところ
ウ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２９１度・６５０メートルのところ
エ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２９２度３０分・６５０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９４９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第１９５号（天草市新和町上的島灯台と熊本県漁場基点天第３７８号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上的島灯台を基点として右へ２２度１０分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）
ア　基点１と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３４度・４０５メートルのところ
イ　基点１と立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３７度・４０５メートルのところ
ウ　基点１と立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度３０分・１００メートルのところ
エ　基点１と立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２９度３０分・１００メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤突端
ア　基点１と天草市新和町立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度３０分・４００メートルのところ

イ　基点１と立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３６度・３９５メートルのところ
ウ　基点１と立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１７度・２２０メートルのところ
エ　基点１と立の鼻東端を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度・２３５メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５１号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで

（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点天第１９５号（天草市新和町上的島灯台と熊本県漁場基点天第３７８号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上的島灯台を基点として右へ２２度１０分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）

ア　基点１と鹿児島県東町待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ５５度・５９０メートルのところ

イ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ３７度３０分・３５メートルのところ

ウ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・５０メートルのところ

エ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ５３度・５９０メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町

３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９５２号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで

（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　基点２から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から右へ３５５度の線が立の鼻陸岸と交わるところ

基点２　熊本県漁場基点天第１９５号（天草市新和町上的島灯台と熊本県漁場基点天第３７８号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上的島灯台を基点として右へ２２度１０分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）

ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１８度３０分・６３０メートルのところ

イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ６度３０分・７３５メートルのところ

ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５度３０分・１，１００メートルのところ

エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ６度３０分・１，１０５メートルのところ

オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ８度３０分・７５０メートルのところ

カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１９度３０分・６５５メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町

３　制限又は条件

（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５３号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業

（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで

（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　基点２から天草市新和町立の鼻南端を見通した線が上立の鼻と交わるところ
基点２　熊本県漁場基点天第１９５号（天草市新和町上的島灯台と熊本県漁場基点天第３７８号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上的島灯台を基点として右へ２２度１０分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）
ア　基点１と天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ４２度３０分・３９５メートルのところ
イ　基点１と立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ４４度・３７０メートルのところ
ウ　基点１と立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ１度・３９５メートルのところ
エ　基点１と立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ２度３０分・４１５メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５４号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　天草市新和町小宮地立漁港沖防波堤北東端
ア　基点１と鹿児島県東町待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２３５度２０分・３８３メートルのところ
イ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２３２度４９分・４０１メートルのところ
ウ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２５４度５９分・６２４メートルのところ
エ　基点１と待島三角点を見通した線から基点１を基点として右へ２５７度５分・６１７メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５５号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町小宮地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　基点２から天草市新和町立の鼻南東端を見通した線の延長が上立の鼻陸岸と交わるところ
基点２　熊本県漁場基点天第１９５号（天草市新和町上的島灯台と熊本県漁場基点天第３７８号（女岳外漁港西防波堤南側基部）を見通した線から上的島灯台を基点として右へ２２度１０分の線が天草市新和町立の陸岸と交わるところ）
ア　基点１と天草市新和町立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ４５度３０分・３５０メートルのところ
イ　基点１と立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ２３８度・９０メートルのところ
ウ　基点１と立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ２５２度３０分・１００メートルのところ
エ　基点１と立の鼻南東端を見通した線から基点１を基点として右へ４１度３０分・３５０メートルのところ

２　地元地区　天草市新和町

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５６号

１　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２００号（天草市新和町天附鼻南東端）
ア　基点１と天草市新和町小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ４６度３０分・７９０メートルのところ
イ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ４２度３０分・７７０メートルのところ
ウ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ４０度３０分・８７５メートルのところ
エ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ４４度・８９０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２００号（天草市新和町天附鼻南東端）
ア　基点１と天草市新和町小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ７０度・６７０メートルのところ
イ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ６８度３０分・６３０メートルのところ
ウ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ６０度３０分・６７０メートルのところ
エ　基点１と小島東端を見通した線から基点１を基点として右へ６２度３０分・７１０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第９５８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点天第２０３号（天草市新和町大多尾樫浦北西端）
ア　基点１と赤鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度・９０メートルのところ
イ　基点１と赤鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２５度・７０メートルのところ
ウ　基点１と赤鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３２１度・１７０メートルのところ
エ　基点１と赤鼻北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度５０分・１８０メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　天区第９５９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　ひとえぐさひび建養殖業
（２）　漁業の時期　８月２０日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　天草市新和町大多尾地先
（４）　漁場の区域　次のア、イを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。
基点１　熊本県漁場基点天第３５５号（天草市楠浦町五色島北西端）
基点２　熊本県漁場基点天第４３５号（天草市楠浦町立浦鳴子鼻東端）

ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３１度３０分・２，６７４メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点２を基点として右へ１０９度・１，３２２メートルのところ
２　地元地区　天草市新和町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第４１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町竹島地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第７９号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）
ア　基点１と葦北郡芦北町木島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２６度４２分・８９０メートルのところ
イ　基点１と木島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２１度２５分・５５６メートルのところ
ウ　基点１と木島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３４０度１４分・１，２１９メートルのところ
エ　基点１と木島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度３４分・１，２７９メートルのところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、７，６８０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町女島地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０２号（葦北郡津奈木町大字福浜４４３３番地の地先海上防犯灯柱）
基点２　葦北郡津奈木町大字福浜４４９０番地地先の防波堤西側基部
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５４度１０分・３２３メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５９度２５分・５５５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２７８度２１分・５６０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２８４度１４分・３０４メートルのところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、４，３０３平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町福浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０２号（葦北郡津奈木町大字福浜４４３３番地の地先海上防犯灯柱）
基点２　葦北郡津奈木町大字福浜４４９０番地地先の防波堤西側基部
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４７度・４０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度３０分・３５０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２度・２９０メートルのと

ころ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４８度３０分・１２５メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、８４９平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町福浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０４号（葦北郡津奈木町大字福浜長浜崎（ホトビ崎）北端）
基点２　熊本県漁場基点火第１０３号（葦北郡芦北町竹島三角点）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２８５度３３分・３９１メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３１９度・５３５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度・３７５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ７９度３０分・２４３メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１３９度・３１０メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１６７度１８分・２９６メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、８，５４８平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町沖の島地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０４号（葦北郡津奈木町大字福浜長浜崎（ホトビ崎）北端）
基点２　熊本県漁場基点火第１０３号（葦北郡芦北町竹島三角点）
ア　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ８７度２２分・８５２メートルのところ
イ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ８１度１１分・１，０３６メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３１３度５８分・１，２５８メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３２３度１７分・１，２３２メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（３）　敷設する生け簀の面積は、４，２００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業

（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町合串地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第６７号（葦北郡津奈木町合串小島北防波堤突端）
ア　基点１と葦北郡津奈木町帆柱崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ４２度３０分・７０メートルのところ
イ　基点１と帆柱崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１１６度・１９０メートルのところ
ウ　基点１と帆柱崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１１９度・４００メートルのところ
エ　基点１と帆柱崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１５０度・３９５メートルのところ
オ　基点１と帆柱崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１６５度・１７０メートルのところ
カ　基点１と帆柱崎西端を見通した線から基点１を基点として右へ１９５度５０分・３０メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、５，８３９平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町合串地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１２５号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）
ア　イとウを見通した線からイを基点として右へ２７０度・２００メートルのところ
イ　基点１と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ７９度・８６５メートルのところ
ウ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ８２度５０分・７６０メートルのところ
エ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ８７度３０分・８００メートルのところ
オ　エとウを見通した線からエを基点として右へ２７０度・９０メートルのところ
カ　オとエを見通した線からオを基点として右へ９０度・１００メートルのところ
キ　ウからエを見通した線上、エから１７５メートルのところ
ク　アとイを見通した線からアを基点として右へ２７０度・１２０メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３，４００平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町平国地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１２５号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）
ア　基点１と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３１度３０分・６３０メートルのところ
イ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３４７度・３４５メートルのところ
ウ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ３４３度２０分・５４

５メートルのところ
エ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ１４度・７００メートルのところ
オ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度・７４５メートルのところ
カ　基点１と明神鼻北端を見通した線から基点１を基点として右へ１７度４０分・８０５メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、９，４５０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第４９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　魚類小割式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡津奈木町大泊地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０６号（葦北郡津奈木町大泊漁港北防波堤突端）
ア　基点１と葦北郡津奈木町津奈木干拓西角を見通した線から基点１を基点として右へ２３７度・６２メートルのところ
イ　基点１と津奈木干拓西角を見通した線から基点１を基点として右へ２４１度３０分・１１３メートルのところ
ウ　基点１と津奈木干拓西角を見通した線から基点１を基点として右へ２５４度１５分・１１５メートルのところ
エ　基点１と津奈木干拓西角を見通した線から基点１を基点として右へ２５３度４５分・６２メートルのところ
２　地元地区　葦北郡津奈木町
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
（３）　行使状況を毎年県に報告しなければならない。
（４）　敷設する生け簀の面積は、３５０平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号　火区第６１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　真珠貝垂下式養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町大矢地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０２号（葦北郡津奈木町大字福浜４４３３番地の地先海上防犯灯柱）
ア　イからオを見通した線上、イから４５メートルのところ
イ　基点１と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度３０分・５９０メートルのところ
ウ　基点１とエビス鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ０度４５分・７３０メートルのところ
エ　基点１とエビス鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ４度・７１０メートルのところ
オ　基点１とエビス鼻西端を見通した線から基点１を基点として右へ３３４度・３７０メートルのところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第７１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町戸馳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区

域
基点１　熊本県漁場基点火第９３号（宇城市三角町戸馳漁港通称「浜の洲」防波堤北側取付け基部から防波堤に沿って１１７メートルの防波堤中央部）
基点２　熊本県漁場基点火第９４号（宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１４０度１５分・６０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１１５度４５分・１００メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１５０度・３３０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１７５度３０分・５３０メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１８０度１５分・５１０メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１５９度５０分・３１０メートルのところ

２　地元地区　宇城市三角町戸馳

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第７２号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町戸馳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９３号（宇城市三角町戸馳漁港通称「浜の洲」防波堤北側取付け基部から防波堤に沿って１１７メートルの防波堤中央部）
基点２　熊本県漁場基点火第９４号（宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３０度４５分・８７５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度４５分・８８０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ５９度３０分・９５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２５４度１５分・３０メートルのところ

２　地元地区　宇城市三角町戸馳

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第７３号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町郡浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１０号（宇城市三角町三角と同町郡浦との漁業権における境界）
ア　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ２７５度３０分・７８５メートルのところ
イ　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ２７８度３０分・８０８メートルのところ
ウ　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ３２４度３０分・３８０メートルのところ
エ　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ３２２度・３３５メートルのところ
オ　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ３１６度５１分・３４８メートルのところ
カ　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ３１６度５１分・３７２メートルのところ
キ　基点１から南西へ海岸堤防に沿った線から基点１を基点として右へ３０５度３８分・

３９０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村及び郡浦
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第７４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町郡浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９４号（宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端）
基点２　熊本県漁場基点火第９５号（宇城市三角町郡浦涼島南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１７８度１５分・５８メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１４１度３０分・８５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１８３度２０分・３５０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１９１度３０分・３５０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村及び郡浦
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第７５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町郡浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９４号（宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端）
基点２　熊本県漁場基点火第９５号（宇城市三角町郡浦涼島南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４度４５分・４６０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２度３０分・３１０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４５度・３４０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５２度３０分・４８０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村及び郡浦
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第７６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町郡浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９６号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
ア　基点１と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１３度１０分・６６０メートルのところ
イ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ０度３０分・６２５メートルのところ
ウ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度３０分・９２０メートルのところ
エ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ６度３０分・９５０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村及び郡浦
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第７７号

１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９６号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
ア　基点１と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２７度・３１５メートルのところ
イ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１０度・３１５メートルのところ
ウ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ１３度・６１５メートルのところ
エ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ２２度３０分・６１５メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町里浦、手場及び大口
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第７８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１４号（宇城市三角町手場底江崎南端）
基点２　熊本県漁場基点火第９６号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２３８度１０分・１，２０８メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４１度３０分・１，７５６メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２８７度５７分・２，２５１メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９８度９分・１，８７７メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９０度４１分・１，６７１メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９１度４１分・１，６２１メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第７９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１４号（宇城市三角町手場底江崎南端）
ア　基点１と宇城市三角町鍋島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ６度・４５５メートルのところ
イ　基点１と鍋島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ２０度・２７５メートルのところ
ウ　基点１と鍋島南東端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度３０分・２５０メートルのところ
エ　基点１から鍋島南東端を見通した線上、基点１から４４５メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町里浦、手場及び大口
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第８０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点１　熊本県漁場基点火第９７号（宇城市三角町手場弁天島南端）
ア　基点１と宇城市三角町干上瀬南端を見通した線から基点１を基点として右へ４０度・２６２メートルのところ
イ　基点１と干上瀬南端を見通した線から基点１を基点として右へ４９度・３５０メートルのところ
ウ　基点１と干上瀬南端を見通した線から基点１を基点として右へ１０１度・３４０メートルのところ
エ　基点１と干上瀬南端を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度・２５０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町里浦、手場及び大口
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第８１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　宇城市三角町大口大串の浜南西端
ア　基点１と宇城市三角町大口大串の鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ１５６度・９５メートルのところ
イ　基点１と大串の鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度４５分・１１０メートルのところ
ウ　基点１と大串の鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ１２度３０分・１２５メートルのところ
エ　基点１と大串の鼻突端を見通した線から基点１を基点として右へ１３２度・１１０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町里浦、手場及び大口
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第８２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
ア　基点１と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１１度３０分・７１０メートルのところ
イ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３５６度４５分・１，０４０メートルのところ
ウ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ２９度４５分・２，０５５メートルのところ
エ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３２度・２，０１０メートルのところ
オ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３７度・２，６９０メートルのところ
カ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ４７度・２，５４０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第８３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から１１月１０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
ア　基点１と八代市鏡町野崎堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３２４度１５分・４５メートルのところ
イ　基点１と野崎堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１３度３０分・９５メートルのところ
ウ　基点１と野崎堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ９９度・１７４メートルのところ
エ　基点１と野崎堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１２４度３０分・１

６０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町里浦、手場及び大口
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年１１月１０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第８４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市不知火町松合地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
基点２　熊本県漁場基点火第１７号（宇城市不知火町松合救の浦鳥足岬（高山鼻）東端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度４５分・１７３メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３５０度・５１０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ７度３０分・５００メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２７度・１７０メートルのところ
２　地元地区　宇城市不知火町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第８５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市不知火町松合地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
基点２　熊本県漁場基点火第２３号（宇城市不知火町松合松錦館南角）
ア　基点１と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３４９度１５分・５４５メートルのところ
イ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３４１度３０分・９３０メートルのところ
ウ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３１７度３０分・９６３メートルのところ
エ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３１６度４０分・８９５メートルのところ
オ　基点２と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点２を基点として右へ６３度３０分・１，５２０メートルのところ
カ　基点２と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点２を基点として右へ７０度・１，３８０メートルのところ
キ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３１１度１５分・６６３メートルのところ
ク　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３０９度３０分・６２０メートルのところ
２　地元地区　宇城市不知火町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第８６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市不知火町松合地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１７号（宇城市不知火町松合救の浦鳥足岬（高山鼻）東端）
基点２　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
ア　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１５１度４４分・６０５メートルのところ
イ　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１７０度２７分・６５８メートルのところ
ウ　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１６１度３７分・１，１

８１メートルのところ
エ　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１５１度２５分・１，２０１メートルのところ
２　地元地区　宇城市不知火町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第８７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市不知火町松合地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点３、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第２５号（宇城市不知火町通称「二本松」）
基点２　熊本県漁場基点火第２９号（宇城市不知火町通称「二本松」と上益城郡甲佐町甲佐岳山頂を見通した線から「二本松」を基点として右へ７２度１５分・６３６メートルのところと上天草市大矢野町維和島南端とを結んだ線が不知火干拓「和鹿島工区」堤防と交わるところ）
基点３　熊本県漁場基点火第２３号（宇城市不知火町松合松錦館南角）
ア　基点１と上益城郡甲佐岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ７２度１５分・７０メートルのところ
イ　基点１と甲佐岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ７２度１５分・６３６メートルのところ
ウ　基点２と甲佐岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２６６度５１分・３２０メートルのところ
エ　基点２と甲佐岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ２２８度５１分・４００メートルのところ
オ　基点３と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点３を基点として右へ６３度３０分・１，５２０メートルのところ
カ　基点３と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点３を基点として右へ７０度・１，３８０メートルのところ
キ　オからカを見通した線上、カから９０メートルのところ
ク　基点３と不知火干拓堤防西端を見通した線から基点３を基点として右へ１２度・４５０メートルのところ
２　地元地区　宇城市不知火町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第８８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市不知火町松合地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第３０号（宇城市不知火町通称「二本松」と上益城郡甲佐町甲佐岳山頂を見通した線から「二本松」を基点として右へ７２度１５分・６３６メートルのところと上天草市大矢野町維和島南端を結んだ線が不知火干拓「和鹿島工区」西側堤防の西端で交わるところ）
ア　基点１と上天草市大矢野町維和島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１０度５０分・２，１００メートルのところ
イ　基点１と維和島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２１度・１，１３０メートルのところ
ウ　基点１と維和島南端を見通した線から基点１を基点として右へ３７度３０分・７００メートルのところ
エ　基点１と維和島南端を見通した線から基点１を基点として右へ１６度３０分・５００メートルのところ
オ　エからケを見通した線上、エから１５０メートルのところ
カ　オからクを見通した線上、オから６０メートルのところ
キ　基点１と維和島南端を見通した線から基点１を基点として右へ２度・２，０４０メートルのところ
ク　基点１から維和島南端を見通した線上、基点１から５６０メートルのところ

ケ　基点１と維和島南端を見通した線から基点１を基点として右へ７度３０分・１．０５０メートルのところ
２　地元地区　宇城市不知火町並びに八代郡氷川町鹿野、鹿島及び網道
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第８９号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　八代郡氷川町不知火干拓地先
（４）　漁場の区域　次の基点２、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキを順次に結んだ線と不知火干拓堤防とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第２５号（宇城市不知火町通称「二本松」）
基点２　熊本県漁場基点火第３０号（宇城市不知火町通称「二本松」と上益城郡甲佐町甲佐岳山頂を見通した線から「二本松」を基点として右へ７２度１５分・６３６メートルのところと上天草市大矢野町維和島南端を結んだ線が不知火干拓「和鹿島工区」西側堤防の西端で交わるところ）
基点３　熊本県漁場基点火第２３号（宇城市不知火町松合松錦館南角）
基点４　熊本県漁場基点火第２９号（宇城市不知火町通称「二本松」と上益城郡甲佐町甲佐岳山頂を見通した線から「二本松」を基点として右へ７２度１５分・６３６メートルのところと上天草市大矢野町維和島南端とを結んだ線が不知火干拓「和鹿島工区」堤防と交わるところ）
ア　基点２と上天草市大矢野町維和島南端を見通した線上、基点２から５６０メートルのところ
イ　基点２と維和島南端を見通した線から基点２を基点として右へ１６度３０分・５００メートルのところ
ウ　基点２と維和島南端を見通した線から基点２を基点として右へ３７度３０分・７００メートルのところ
エ　基点３と基点２を見通した線から基点３を基点として右へ３３８度５０分・９８５メートルのところ
オ　基点３と基点２を見通した線から基点３を基点として右へ３１４度２０分・１．４４５メートルのところ
カ　基点４と維和島南端を見通した線から基点４を基点として右へ１８０度・４００メートルのところ
キ　基点４から八代郡氷川町不知火干拓堤防沿いに東へ３６５メートルのところ
２　地元地区　八代郡氷川町鹿野、鹿島及び網道
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第９０号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　八代市鏡町野崎地先
（４）　漁場の区域　次のア及びイ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点４、基点１、ケ及びアを順次に結んだ線と不知火干拓堤防及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第３２号（八代市鏡町野崎堤防北端北曲り角）
基点２　熊本県漁場基点火第３０号（宇城市不知火町通称「二本松」と上益城郡甲佐町甲佐岳山頂を見通した線から「二本松」を基点として右へ７２度１５分・６３６メートルのところと上天草市大矢野町維和島南端を結んだ線が不知火干拓「和鹿島工区」西側堤防の西端で交わるところ）
基点３　熊本県漁場基点火第３４号（八代市鏡町北新地旧２号樋門北角）
基点４　熊本県漁場基点火第３３号（八代市鏡町野崎堤防南曲り南西端）
ア　基点１と宇城市不知火町六地蔵トンネルの鼻を見通した線から基点１を基点として右へ１２８度の線が不知火干拓堤防と交わるところ
イ　基点１と六地蔵トンネルの鼻を見通した線から基点１を基点として右へ２２度１０分の線が不知火干拓堤防と交わるところ
ウ　クとイを見通した線からクを基点として右へ９０度・３００メートルのところ
エ　クからウを見通した線上、クから５００メートルのところ
オ　基点２から上天草市大矢野町維和島南端を見通した線上、基点２から５６０メートルのところ
カ　基点３と宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点３を基点として右へ４７度の線が基点２から維和島南端を見通した線と交わるところ
キ　基点４と八代市鏡町北新地堤防北端を見通した線から基点４を基点として右へ２８９度・１３０メートルのところ
ク　イから不知火干拓堤防に沿って北西へ３５０メートルのところ
ケ　基点１から八代市鏡町野崎干拓堤防に沿って南東へ３００メートルのところ
２　地元地区　八代市鏡町

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第９１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　八代市鏡町北新地地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、サ、シ、ス、セ及びサを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
基点１　熊本県漁場基点火第３４号（八代市鏡町北新地旧２号樋門北角）
基点２　熊本県漁場基点火第３５号（八代市鏡町北新地旧１号樋門南角）
基点３　熊本県漁場基点火第８６号（八代市鏡町北新地旧１号樋門南寄り昇降口の中央（熊本県漁場基点火第８５号）から海岸堤防に沿って南西へ（直線）２９６．６メートルのところ）
基点４　熊本県漁場基点火第３６号（八代市昭和同仁町旧２号樋門北角）
基点５　熊本県漁場基点火第８３号（八代市鏡町北新地旧２号樋門北角から北東へ１３９．５メートル（２号樋門北寄り昇降口の中央）のところ）
ア　基点１と戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ４４度５０分・１，８６０メートルのところ
イ　基点１と字城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ９５度３０分・４４５メートルのところ
ウ　基点２と戸馳島北東端を見通した線から基点２を基点として右へ３０３度・１，０５０メートルのところ
エ　基点３と字城市三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ３１２度４３分・６８８．８２メートルのところ
オ　基点３と三角岳山頂を見通した線から基点３を基点として右へ３２２度５５分・１，０９１．８３メートルのところ
カ　基点４と戸馳島北東端を見通した線から基点４を基点として右へ３５５度３０分・１，９１５メートルのところ
キ　コからカを見通した線上、シから１５０メートルのところ
ク　基点１と戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度４５分・１，９４５メートルのところ
ケ　基点１と戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ２９度２０分・１，８５０メートルのところ
コ　基点４と戸馳島北東端を見通した線から基点４を基点として右へ３５４度４５分・２，５２０メートルのところ
サ　基点５と三角岳山頂を見通した線から基点５を基点として右へ０度２１分・９１３メートルのところ
シ　基点５と三角岳山頂を見通した線から基点５を基点として右へ３２５度３０分・４６０メートルのところ
ス　基点５と三角岳山頂を見通した線から基点５を基点として右へ３１５度４０分・７００メートルのところ
セ　基点５と三角岳山頂を見通した線から基点５を基点として右へ３４７度５７分・１，０５１．５メートルのところ
２　地元地区　八代市鏡町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第９２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　八代市昭和同仁町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第３６号（八代市昭和同仁町旧２号樋門北角）
基点２　熊本県漁場基点火第８６号（八代市鏡町北新地旧１号樋門南寄り昇降口の中央（熊本県漁場基点火第８５号）から海岸堤防に沿って南西へ（直線）２９６．６メートルのところ）
基点３　熊本県漁場基点火第３７号（八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ１８１メートルのところ）
基点４　熊本県漁場基点火第３５号（八代市鏡町北新地旧１号樋門南角）
ア　基点１と字城市三角町戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度１２分・３００メートルのところ

イ　基点３から戸馳島若宮神社を見通した線上、基点３から３００メートルのところ
ウ　基点３から戸馳島若宮神社を見通した線上、基点３から２，５００メートルのところ
エ　基点１と戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５４度４５分・２，５２０メートルのところ
オ　基点１と戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５５度３０分・１，９１５メートルのところ
カ　基点２と宇城市三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３２２度５５分・１，０９１．８３メートルのところ
キ　基点２と三角岳山頂を見通した線から基点２を基点として右へ３１２度４３分・６８８．８２メートルのところ
ク　基点４と戸馳島北東端を見通した線から基点４を基点として右へ３０３度・１，０５０メートルのところ
ケ　基点１と戸馳島北東端を見通した線から基点１を基点として右へ３５７度１５分・２５５メートルのところ
２　地元地区　八代市昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第９３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　八代市北平和町地先
（４）　漁場の区域　次の基点２とアを結んだ線並びにイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点１を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４２号（八代市加賀島北端）
基点２　熊本県漁場基点火第４３号（八代市加賀島南端）
基点３　熊本県漁場基点火第４７号（八代市金剛第２樋門北角）
ア　基点２と八代市船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ３４８度１５分の線が金剛干拓堤防と交わるところ
イ　基点３から金剛干拓堤防に沿って北へ３１０メートルのところのところ
イウ　基点２と船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ１６度３０分・２，３３０メートルのところ
エ　基点２と船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ２３度・２，０４０メートルのところ
オ　基点２と船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ３２度３０分・１，６５０メートルのところ
カ　基点２と船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ５３度３０分・１，１１０メートルのところ
キ　基点２と船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ６８度３０分・８５０メートルのところ
ク　基点１と八代市弁天島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３１度４０分・３８０メートルのところ
２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第９４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　八代市水島町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４９号（八代市水島町と同市日奈久新開町との境界）
基点２　熊本県漁場基点火第４８号（八代市鼠蔵町龍神社前昇降口西角）
ア　イとオを見通した線からイを基点として右へ２７０度・５００メートルのところ
イ　ウからオを見通した線上、ウから１，３５０メートルのところ
ウ　カから葦北郡芦北町柴島山頂を見通した線上、カから９００メートルのところ
エ　カから柴島山頂を見通した線上、カから１，４８０メートルのところ
オ　基点２と八代市船瀬頂点を見通した線から基点２を基点として右へ７度・１，２５０メートルのところ
カ　基点１から船瀬頂点を見通した線上、基点１から９０９メートルのところ
２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
３　制限又は条件　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号　火区第９５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町計石地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線及びサとアを結んだ線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第５９号（葦北郡芦北町湯浦川河口左岸松ケ鼻）
基点２　熊本県漁場基点火第８８号（葦北郡芦北町御番所鼻）
基点３　熊本県漁場基点火第７９号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）
ア　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ１４度４９分・４５４メートルのところ
イ　基点２と基点３を見通した線から基点２を基点として右へ２８１度・６２０メートルのところ
ウ　基点２と基点３を見通した線から基点２を基点として右へ２８４度３０分・１，０６０メートルのところ
エ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ３３９度５０分・４７５メートルのところ
オ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ３５３度１５分・４６５メートルのところ
カ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ９度・２７０メートルのところ
キ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ１２７度２０分・１３０メートルのところ
ク　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ１４３度３０分・４５０メートルのところ
ケ　コから葦北郡芦北町花岡西城山山頂を見通した線上、コから６０メートルのところ
コ　葦北郡芦北町計石まごめ山山頂から城山山頂を見通した線が佐敷川右岸堤防と交わるところ
サ　基点１と基点３を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度の線が葦北郡芦北町計石海岸堤防と交わるところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第９６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町芦北地先
（４）　漁場の区域　次の基点１、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線と湯浦川左岸堤防及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第５９号（葦北郡芦北町湯浦川河口左岸松ケ鼻）
基点２　熊本県漁場基点火第７９号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）
ア　シと基点１を見通した線からシを基点として右へ６度・２５０メートルのところ
イ　シと基点１を見通した線からシを基点として右へ３０４度１０分・９０メートルのところ
ウ　スとシを見通した線からスを基点として右へ１５度１５分・８７メートルのところ
エ　スとシを見通した線からスを基点として右へ１１７度２８分・３３７メートルのところ
オ　スとシを見通した線からスを基点として右へ１１９度４１分・６２７メートルのところ
カ　スとシを見通した線からスを基点として右へ１１８度５６分・８６０メートルのところ
キ　スとシを見通した線からスを基点として右へ１２１度３２分・８６９メートルのところ
ク　スとシを見通した線からスを基点として右へ１２３度２０分・６２９メートルのところ
ケ　スとシを見通した線からスを基点として右へ１２４度１７分・３３３メートルのところ
コ　シと基点１を見通した線からシを基点として右へ３０４度２１分・１０８メートルのところ
サ　シと基点１を見通した線からシを基点として右へ３２３度３０分の線と湯浦川左岸堤防と交わるところ

シ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１８３度の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
ス　シから基点１を見通した線からシを基点として右へ３０４度１０分の線と湯浦川左岸堤防と交わるところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第９７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町計石地先
（４）　漁場の区域　次の基点１、ア、イ、ウ、エ及び基点１を順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第５９号（葦北郡芦北町湯浦川河口左岸松ケ鼻）
基点２　熊本県漁場基点火第７９号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３３２度４０分・４５０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ３４６度３０分・４５０メートルのところ
ウ　基点１から基点２を見通した線上、基点１から２５０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ８４度・５０メートルのところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第９８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　葦北郡芦北町女島地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第５６号（葦北郡芦北町佐敷港南防波堤突端）
基点２　熊本県漁場基点火第７９号（葦北郡芦北町唐船岩の中央）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２６２度２０分・４６０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２６７度・５５５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２７６度４５分・６７０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２７１度１５分・７５５メートルのところ
オ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２８１度５０分・８５５メートルのところ
カ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９６度・６５８メートルのところ
２　地元地区　葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１１１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町戸馳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１２１号（宇城市三角町戸馳字若宮東方斜路基部から６．８メートルのところ）

基点２　熊本県漁場基点火第９５号（宇城市三角町郡浦涼島南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１３２度４５分・３９５メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１０７度３０分・１，０９０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１３５度３０分・１，３２５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ１６８度１５分・８７５メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町戸馳
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１１２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町戸馳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９３号（宇城市三角町戸馳漁港通称「浜の洲」防波堤北側取付け基部から防波堤に沿って１１７メートルの防波堤中央部）
基点２　熊本県漁場基点火第９４号（宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９度４５分・１，０９８メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ４５度３０分・１，５７５メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ８０度・１，２１５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ８４度３０分・６２０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町戸馳
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１１３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町郡浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９５号（宇城市三角町郡浦涼島南端）
基点２　熊本県漁場基点火第９４号（宇城市三角町郡浦前越とぎり崎鼻南端）
ア　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２２４度４５分・２７０メートルのところ
イ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２３４度４５分・６００メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２７５度３０分・７０５メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２９８度４５分・４７０メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村、郡浦
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１１４号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町郡浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第９６号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
ア　基点１と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ９度３０分

・４０５メートルのところ
イ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ７度・５５メートルのところ
ウ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３１８度４５分・９５メートルのところ
エ　基点１と児島山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３５９度３０分・４１５メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町里浦、手場及び大口
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１１５号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町大岳地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
ア　基点１と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ２５度・１，９２０メートルのところ
イ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１５度４５分・２，２７０メートルのところ
ウ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ２５度・２，６００メートルのところ
エ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ３４度・２，３００メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１１６号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　宇城市不知火町松合地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
ア　基点１と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１４度１０分・２，３５０メートルのところ
イ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ９度５０分・２，６１０メートルのところ
ウ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１２度５５分・２，７００メートルのところ
エ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１７度３０分・２，４５０メートルのところ
２　地元地区　宇城市不知火町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１１７号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　八代市鏡町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１６号（宇城市三角町と同市不知火町との境界（観音崎））
ア　基点１と八代市鏡町北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１７度３０分・２，４５０メートルのところ
イ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ１２度５５分・２，７００メートルのところ
ウ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ２０度３７分・２，９９０メートルのところ

エ　基点１と北新地堤防西角を見通した線から基点１を基点として右へ２５度１６分・２，７６０メートルのところ
２　地元地区　八代市鏡町
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１１８号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　のり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　１０月２０日から翌年４月１５日まで
（３）　漁場の位置　八代市新港町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４３号（八代市加賀島南端）
ア　基点１と八代市船瀬頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１０４度３０分・２，６７０メートルのところ
イ　基点１と船瀬頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１０６度４５分・３，１６０メートルのところ
ウ　基点１と船瀬頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１１１度・３，１４０メートルのところ
エ　基点１と船瀬頂点を見通した線から基点１を基点として右へ１１０度３０分・２，６４５メートルのところ
２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月１５日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１３１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あおのり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　八代市鼠蔵町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４６号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
基点２　八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
ア　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１４２度・７１０メートルのところ
イ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１３２度３０分・７２７メートルのところ
ウ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１０７度・２９０メートルのところ
エ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１２５度・２４０メートルのところ
オ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３３９度３０分・３５０メートルのところ
カ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３４９度４５分・６３５メートルのところ
キ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３４６度１５分・６４５メートルのところ
ク　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３３２度３０分・３５５メートルのところ
２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１３２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あおのり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　八代市高植本町地先

（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４６号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
基点２　八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
ア　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ４８度・１５０メートルのところ
イ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ４９度４５分・１９０メートルのところ
ウ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ２１度・２７５メートルのところ
エ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ２度・６０７メートルのところ
オ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３度・９７０メートルのところ
カ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ０度３０分・９７０メートルのところ
キ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ３５８度３０分・６０３メートルのところ
ク　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１３度４５分・２５５メートルのところ

２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１３３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あおのり浮流し養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年５月３１日まで
（３）　漁場の位置　八代市水島町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４６号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
基点２　八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
ア　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１４６度４５分・３，１００メートルのところ
イ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１３６度・２，９６３メートルのところ
ウ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１２３度４５分・８５０メートルのところ
エ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１２７度・８４０メートルのところ
オ　基点２と基点１を見通した線から基点２を基点として右へ１３６度・２，３００メートルのところ

２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）

３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年５月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１４１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　あおのりひび建養殖業
（２）　漁業の時期　９月１日から翌年３月３１日まで
（３）　漁場の位置　八代市葭牟田町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第４６号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との境界）
基点２　八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
ア　基点１と基点２を見通した線から基点２を基点として右へ３４３度３０分・７０８メートルのところ

イ　基点１と基点２を見通した線から基点２を基点として右へ３５０度３０分・６９０メートルのところ
ウ　基点１と基点２を見通した線から基点２を基点として右へ３５５度４５分・１，２６０メートルのところ
エ　基点１と基点２を見通した線から基点２を基点として右へ３５１度３０分・１，２７０メートルのところ
２　地元地区　八代市（鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町、昭和日進町、日奈久町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見下大野町及び二見野田崎町を除く）
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年３月３１日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１５１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１１月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町三角浦地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１号（宇城市三角町本村防波堤突端）
ア　基点１と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点１を基点として右へ３１度２０分・５４０メートルのところ
イ　基点１と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点１を基点として右へ３５度２分・４４６メートルのところ
ウ　基点１と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点１を基点として右へ２８度４９分・４３１メートルのところ
エ　基点１と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点１を基点として右へ２６度・５２８メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１５２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１１月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町三角浦地先
（４）　漁場の区域　次のアとイを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第１号（宇城市三角町本村防波堤突端）
ア　ウと基点１を見通した線からウを基点として右へ１４度３７分の線が陸岸と交わるところ
イ　宇城市三角町本村本島鼻西端
ウ　三角西港船溜まり南側防波堤南西角（基点１と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点１を基点として右へ１９度３０分・７６６．３メートルのところ）
２　地元地区　宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１５３号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１１月１日から翌年４月３０日まで
（３）　漁場の位置　宇城市三角町白瀬地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第３号（宇城市三角町兜島山頂標柱）
ア　基点１と上天草市大矢野町飛岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３５度・１，１８０メートルのところ
イ　基点１と飛岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３９度１５分・１，０５０メートルのところ
ウ　基点１と飛岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３８度・１，０３０メ

ートルのところ
エ　基点１と飛岳山頂を見通した線から基点１を基点として右へ３３３度３０分・１，１６５メートルのところ
２　地元地区　宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
３　制限又は条件
（１）　養殖施設は、毎年４月３０日までに撤去しなければならない。
（２）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（３）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　火区第１６１号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　こんぶ・わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　水俣市西湯之児地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点１　熊本県漁場基点火第７０号（水俣市西湯之児岬突端）
基点２　熊本県漁場基点火第６９号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）
ア　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４７度３６分・１２７メートルのところ
イ　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２１４度１２分・１７７メートルのところ
ウ　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２０６度８分・１５８メートルのところ
エ　基点１から基点２を見通した線から基点１を基点として右へ２４３度５６分・９８メートルのところ
２　地元地区　水俣市
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　火区第１６２号
１　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類及び漁業の名称　第１種区画漁業　こんぶ・わかめ養殖業
（２）　漁業の時期　１月１日から１２月３１日まで
（３）　漁場の位置　水俣市明神町地先
（４）　漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア　北緯３２度１１分４５．４秒、東経１３０度２１分５７．８秒
イ　北緯３２度１１分４２．０秒、東経１３０度２１分５３．８秒
ウ　北緯３２度１１分４０．９秒、東経１３０度２１分５５．１秒
エ　北緯３２度１１分４４．３秒、東経１３０度２１分５９．２秒
２　地元地区　水俣市
３　制限又は条件
（１）　漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）　港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第537号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、天草不知火海区における漁業権の内容たる漁業の免許について、漁業の種類及び漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置及び区域その他免許の内容たるべき事項、地元地区、制限又は条件、免許予定日、申請期間並びに免許の存続期間を次のとおり定めた。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類及び漁業の名称　別表のとおり
（2）漁業の時期　〃
（3）漁場の位置　〃
（4）漁場の区域　〃
2　地元地区　〃
3　制限又は条件　〃
4　免許予定日　平成20年9月1日
5　申請期間　平成20年6月2日から平成20年7月15日まで
6　免許の存続期間

漁場計画番号	存続期間
天区第128号から天区第130号まで	免許の日から 平成25年8月31日まで

別表
漁場計画番号　天区第128号
1　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　真珠養殖業
（2）漁業の時期　1月1日から12月31日まで
（3）漁場の位置　上天草市大矢野町中地先
（4）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域
基点1　熊本県漁場基点天第23号（上天草市大矢野町中江後北端）
ア　基点1と上天草市大矢野町手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ80度・290メートルのところ
イ　基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ64度・350メートルのところ
ウ　基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ80度・520メートルのところ
エ　基点1と手取島頂点を見通した線から基点1を基点として右へ91度・480メートルのところ
2　地元地区　上天草市大矢野町
3　制限又は条件
（1）漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（2）港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号　天区第129号
1　免許の内容たるべき事項
（1）漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　真珠養殖業
（2）漁業の時期　1月1日から12月31日まで
（3）漁場の位置　上天草市松島町阿村地先
（4）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1　熊本県漁場基点天第62号（熊本県漁場基点天第31号（長砂連角の鼻南端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第31号を基点として右へ65度50分の線と天第64号（船人島北端）と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から天第64号を基点として右へ354度31分の線との交点（瀬島地先高洲））
ア　基点1と上天草市松島町下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ314度30分・585メートルのところ
イ　基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ331度30分・740メートルのところ
ウ　基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ338度・675メートルのところ
エ　基点1と下大戸ノ鼻灯台を見通した線から基点1を基点として右へ320度・495メートルのところ
2　地元地区　上天草市松島町
3　制限又は条件
（1）漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号　天区第130号
1　免許の内容たるべき事項
（１）漁業種類及び漁業の名称　第1種区画漁業　真珠養殖業
（２）漁業の時期　1月1日から12月31日まで
（３）漁場の位置　天草市河浦町崎津地先
（４）漁場の区域　次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1　熊本県漁場基点天第142号（天草市河浦町崎津名越鼻北端）
ア　基点1と天草市河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度・650メートルのところ
イ　基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ344度・560メートルのところ
ウ　基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度・460メートルのところ
エ　基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ324度・570メートルのところ
2　地元地区　天草市河浦町
3　制限又は条件
（１）漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
（２）港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

熊本県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年5月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町目丸字出野 1743番地先から 同所 1752番地先まで	87.0	単道改
		上益城郡山都町目丸字居屋敷 1628番地先から 同所 1628番地先まで	50.0	単道改
	長原川野線	上益城郡山都町長原字東谷 247番地先から 同所 306番地先まで	183.3	単道改
		上益城郡山都町田吉字畦原 805番1地先から 同所 807番地先まで	83.0	単道改

2　供用を開始する期日　平成20年5月30日

熊本県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年5月30日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市田崎一丁目 276番1地先から 同所 25番2地先まで	168.0	連立負担金（仮設道路）
		熊本市田崎三丁目 1071番1地先から 同市田崎本町 34番地先まで	430.0	

2　供用を開始する期日　平成20年6月1日

熊本県告示第540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木1285	株式会社優光	平成20年6月1日

公　告

熊本県公告第393号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	羊角湾周辺2期（早浦工区）（天草市）	平成18年7月26日	平成18年12月5日	熊本県

熊本県公告第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を阿蘇市役所に掲示する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　所在の不分明な者の氏名

西村　正敬、後藤　政光、瀬田　喜一、岩下　庄三郎、後藤　惠一郎、川島　徳馬、山口　十七八、渡邉　興三太、山口　繁雄、市原　和三郎、山口　健太郎、市原　嘉直、市原　彦三郎、市原　彦太郎、市原　常太郎、市原　惟廣、松本　春藏、川島　喜一郎、加藤　光喜、加藤　勝之十、加藤　勝喜、山口　ソソエ、山口　敬喜、岩下　平太郎、佐藤　喜藏、森　角太、和田　久米三郎、和田　弥一郎、森　九一郎、家入　寿七郎、家入　繁喜、家入　光太郎、山部　常太、市原　友喜、岩下　柳太、岩下　政彦、岩下　大平、岩下　子八郎、市原　猛、市原　貢、市原　爲彦、市原　安馬、岩下　熊三郎、岩下　守衛、荒牧　榮八、荒牧　吉太、岩下　和治、後藤　幸生、高木　睦夫、佐藤　弘明、笹原　良雄、加藤　㚟

2　通知の趣旨

（1）農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

（2）保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成20年5月7日付け熊本県告示第463号による。

熊本県公告第 395 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 5 月 30 日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 3 月 20 日まで	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、城南町、富合町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

熊本県公告第 396 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 30 日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス城南店、ファッションセンターしまむら城南店
下益城郡城南町大字阿高字穴町 312 番 1 ほか

2　変更した事項

（1）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更箇所は下線部）

変更前

名　称	代表者氏名	住　所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野　正晃	宮崎県宮崎市新栄町 33 番地
株式会社しまむら	代表取締役 藤原　秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号

変更後

名　称	代表者氏名	住　所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野　正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号　第一福岡ビルＳ館 4 階
株式会社しまむら	代表取締役 野中　正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 宮崎県宮崎市新栄町 33 番地	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 第一福岡ビルＳ館 4 階
株式会社しまむら 代表取締役　藤原　秀次郎	代表取締役　野中　正人

3　変更の年月日
株式会社コスモス薬品　平成 17 年 9 月 16 日
株式会社しまむら　平成 17 年 5 月 19 日

4　変更する理由
株式会社コスモス薬品　本社移転のため
株式会社しまむら　役員会により決定したため

5　届出年月日
平成 20 年 5 月 19 日

6　届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 20 年 5 月 30 日から平成 20 年 9 月 30 日まで

熊本県公告第 397 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 30 日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字年ノ神 612 番 4 の一部
384.97 平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
上益城郡益城町大字小池 612 番地 3
篠原　綾子

熊本県公告第 398 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 5 月 30 日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市黒川字尾西 2175 番地 2、同 2179 番地 1、同字蔓引川原 28 番、同字涌口 2235 番 2 の一部、同 2240 番 3 の一部、同 2243 番 1 の一部、同 2243 番 3 の一部、同 2255 番 1、同 2255 番 3、同 2257 番 3、同 2258 番 1、同 2258 番 2、同字大戸 1987 番 1、同 1988 番、同 1989 番、同 1990 番 1、同 1990 番 2、同 1994 番、同 1995 番、同 1995 番 1、同 1996 番 1、同 1997 番、里道の一部及び水路の一部
20,210.00 平方メートル

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県阿蘇市黒川 2163 番地
株式会社阿蘇熊牧場

熊本県公告第 399 号

熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 42 条の規定に基づき、平成 19 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 30 日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　実施機関別の登録対象事務の件数

実施機関名		件　数
知事	総合政策局	19
	総務部	89
	地域振興部	41
	健康福祉部	361
	環境生活部	93
	商工観光労働部	69
	農林水産部	167
	土木部	111
	出納局	2
	企業局	10
	地域振興局	12
	小　　計	974
議会		11
教育委員会		102
選挙管理委員会		5
人事委員会		10
監査委員		3
公安委員会		1
警察本部長		112
労働委員会		5
収用委員会		1
海区漁業調整委員会		4
内水面漁場管理委員会		2
公立大学法人熊本県立大学		18
合　　計		1,248

（注）登録対象事務とは、条例第６条に規定する「個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索できる状態で個人情報が記録されている文書を使用するもの。」をいう。

２　自己情報開示請求に対する決定等の状況

（単位：件）

請求件数	請求に対する決定等の内容					開示率(%)
	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	
28 (57)	10 (17)	14 (20)	0 (11)	3 (5)	1 (4)	100.0 (77.1)

＊　開示率の算定式　［(全部開示）＋（部分開示)］÷［(請求件数）－（不存在）－（取下げ)］
＊　（　）内は平成１８年度の状況。

３　自己情報開示請求に対する実施機関別の決定等の状況

（単位：件）

実施機関名＼区分		開示請求	請求に対する決定等の内容				
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ
知事	総合政策局	0					
	総務部	4	2	2			
	地域振興部	0					
	健康福祉部	2		2			
	環境生活部	2	1	1			
	商工観光労働部	0					
	農林水産部	1	1				
	土木部	0					
	出納局	0					
	企業局	0					
	地域振興局	0					
	小　計	9	4	5	0	0	0
議会		0					
教育委員会		8	3	3		2	
選挙管理委員会		0					
人事委員会		2	2				
監査委員		0					
公安委員会		0					
警察本部長		9	1	6		1	1
労働委員会		0					
収用委員会		0					
海区漁業調整委員会		0					
内水面漁場管理委員会		0					
公立大学法人熊本県立大学		0					
合　計		28	10	14	0	3	1

４　自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

（単位：件）

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成１８年度末現在審理継続中のもの	平成１９年度中の申立て	決定				取下げ	平成１９年度末現在審理継続中のもの
		却　下	棄　却	一部認容	認　容		
５	１	０	０	１	０	０	５

５　口頭による自己情報開示請求に対する開示の件数

知事

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
職員選考考査	3	145	
熊本県育休等代替臨時職員採用試験	8	282	
熊本県男女共同参画審議会公募委員選考審査	0	11	
熊本県福祉サービス第三者評価調査者養成研修修了試験	4	35	
熊本県立保育大学校一般入学者選考試験	－	－	注1
熊本県立保育大学校推薦入学者選考試験	－	－	注1
熊本県准看護師試験	15	465	
歯科技工士試験	7	30	
熊本県調理師試験	43	777	
熊本県製菓衛生師試験	3	34	
熊本県ふぐ処理師試験	7	56	
薬種商試験	5	21	
毒物劇物取扱者試験	10	363	
熊本県クリーニング師試験	9	53	
内閣府青年国際交流事業中間選考会	0	9	
熊本県ジュニアチャレンジ事業高校生ボランティアリーダー選考会	0	28	
主任計量者試験	0	9	
採石業務管理者試験	0	68	
砂利採取業主任者試験	0	1	
熊本高等技術訓練校訓練生入校選考	3	76	
熊本県立技術短期大学校一般入試	18	113	
熊本県立技術短期大学校推薦入試	11	82	
熊本県職員採用候補者選考試験（技術職員）	1	24	
職業訓練指導員試験	0	21	
技能検定試験	1	2,804	
農業機械士技能検定	0	48	
農薬指導士認定試験	0	96	
農業大学校入学者選抜試験	2	90	
家畜人工授精に関する講習会の修業試験	0	35	
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	0	9	
熊本県産業開発青年隊訓練所入所試験	－	－	注2
熊本県臨時職員採用試験	12	826	
熊本県非常勤職員採用試験	3	544	
計	165	7,155	

注1　平成21年3月に熊本県立保育大学校廃止。
注2　平成20年3月に熊本県産業開発青年隊訓練所廃止。

議会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
熊本県非常勤職員採用試験	0	15	
計	0	15	

教育委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
熊本県職員（学芸員）選考考査	2	19	
熊本県立高等学校入学者選抜学力検査	817	9,583	
熊本県教育委員会非常勤職員採用試験	2	56	
計	821	9,658	

人事委員会

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
職員採用試験（大学卒業程度）	132	852	
職員採用試験（短大卒業程度）	－	－	未実施
職員採用試験（高校卒業程度）	27	217	
職員採用試験（警察官A）	141	1,145	
職員採用試験（警察官B）	52	657	
身体障害者を対象とする職員選考試験	1	20	
計	353	2,891	

警察本部長

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
熊本県警察職員選考採用試験	0	0	未実施
熊本県警察育児休業等代替臨時職員採用試験	12	90	
警備員検定	50	65	
改正警備業法附則第5条の規定による審査	8	32	
警備員指導教育責任者講習修了考査	24	351	
機械警備業務管理者講習修了考査	0	8	
猟銃及び空気銃取扱いに関する講習会修了考査	3	140	
駐車監視員資格者認定審査	－	－	未実施
駐車監視員資格者講習の修了考査	－	－	未実施
教習指導員資格審査	0	126	
停止処分者講習	0	0	
運転免許試験	1,943	49,023	
原付免許試験（署）	251	381	
小型特殊免許試験（署）	0	1	
熊本県警察臨時職員採用試験	0	97	
熊本県警察非常勤職員採用試験「ｶﾗｰｶﾞｰﾄﾞ」	0	1	
熊本県警察非常勤職員採用試験「ｶﾗｰｶﾞｰﾄﾞ」以外	2	44	
計	2,293	50,439	

その他（各種委員会等）

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
熊本県各種委員会等臨時職員採用試験	1	20	
計	1	20	

公立大学法人熊本県立大学

試験等の名称	開示件数	開示の対象者数（受験者数）	備　考
一般選抜試験	34	1,348	
特別選抜試験	1	152	
大学院特別選抜試験	8	83	
熊本県立大学臨時職員採用試験	0	35	
熊本県立大学非常勤職員採用試験	0	49	
計	43	1,667	

総　計	3,676	71,845	

（注）
・本表は、平成１９年度中に実施した試験についての開示の実績である。したがって、開示を行った期間が平成２０年度にまたがったものも含む。
・ただし、熊本県立大学一般選抜試験については、開示期間が試験実施期日の属する年度の翌年度の５月１日から６月３０日までであるので、平成１８年度中に実施した試験についての実績を計上している。

６　自己情報訂正請求に対する決定等の状況

（単位：件）

請求件数	請求に対する決定等の内容				訂正率（％）
	全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ	
1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)

＊　訂正率の算定式　［（全部訂正）＋（部分訂正）］÷［（請求件数）－（取下げ）］
＊　（　）内は平成１８年度の状況。

７　自己情報訂正請求に対する実施機関別の決定等の状況

（単位：件）

実施機関名＼区分		訂正請求	請求に対する決定等の内容			
			全部訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
知事	総合政策局	0				
	総務部	0				
	地域振興部	0				
	健康福祉部	0				
	環境生活部	0				
	商工観光労働部	0				
	農林水産部	0				
	土木部	0				
	出納局	0				
	企業局	0				
	地域振興局	0				
	小　　計	0	0	0	0	0
議会		0				
教育委員会		0				
選挙管理委員会		0				
人事委員会		1			1	
監査委員		0				
公安委員会		0				
警察本部長		0				
労働委員会		0				
収用委員会		0				
海区漁業調整委員会		0				
内水面漁場管理委員会		0				
公立大学法人熊本県立大学		0				
合　　計		1	0	0	1	0

８　自己情報訂正請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

０件

９　自己情報利用停止請求に対する決定等の状況

０件

10　自己情報利用停止請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

０件

11　個人情報の取扱いについての苦情の申出の件数及びその対応状況

（単位：件）

申出件数	申出に対する対応状況		
	対応済み	検討中	未検討
2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)

＊　（　）内は平成１８年度の状況。

熊本県公告第400号

熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第36条及び審議会等の会議の公開に関する指針（平成10年熊本県告示第826号）第7（2）の規定に基づき、平成19年度の各実施機関における同条例及び同指針の運用状況を次のとおり公表する。

平成20年5月30日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　行政文書開示請求等に対する決定等の状況

（単位：件）

区　分	請求・申出件数	請求・申出に対する決定等の内容						開示率（%）
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中	
開示請求	678 (619)	362 (385)	172 (137)	23 (7)	93 (54)	28 (36)	0 (0)	95.9 (98.7)
開示申出	18 (28)	3 (3)	9 (13)	0 (1)	1 (5)	5 (6)	0 (0)	100.0 (94.1)
合　計	696 (647)	365 (388)	181 (150)	23 (8)	94 (59)	33 (42)	0 (0)	96.0 (98.5)

＊（　　）内の数字は、平成18年度の状況。

＊「開示申出」とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいう。

＊ 開示率の算定式　[（全部開示）＋（部分開示）]÷[（請求件数）－（不存在）－（取下げ）－（処理中）]

＊ 請求・申出696件中、73件がくまもと電子申請窓口　よろず申請本舗を利用した電子請求。

2　行政文書開示請求等に対する実施機関別の決定等の状況

（単位：件）

区分 / 実施機関名		開示請求	請求に対する決定等の内容						開示申出	申出に対する決定等の内容					
			全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中		全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	処理中
知事	総合政策局	5	3	2					0						
	総務部	38	20	9	1	8			3		3				
	地域振興部	6	3	3					0						
	健康福祉部	61	21	6		29	5		2		2				
	環境生活部	27	9	12	1	3	2		0						
	商工観光労働部	19	15	3		1			0						
	農林水産部	31	23	6		1	1		2		2				
	土木部	105	81	7	3	12	2		3	1				2	
	出納局	5	3	1			1		0						
	企業局	8	3	4		1			0						
	地域振興局	214	120	74	2	13	5		3	1	2				
	小　　計	519	301	127	7	68	16	0	13	2	9	0	0	2	0
議会		7	3	3		1			0						
教育委員会		54	29	5	1	10	9		4	1			1	2	
選挙管理委員会		37	16	17	1	2	1		0						
人事委員会		5	2	1		2			0						
監査委員		0							0						
公安委員会		0							0						
警察本部長		21	2	16	1	1	1		1					1	
労働委員会		0							0						
収用委員会		0							0						
海区漁業調整委員会		0							0						
内水面漁場管理委員会		0							0						
公立大学法人熊本県立大学		0							0						
熊本県住宅供給公社		34	9	3	13	9			0						
熊本県道路公社		1					1		0						
合　　計		678	362	172	23	93	28	0	18	3	9	0	1	5	0

３　行政文書開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況

（単位：件）

不服申立ての件数		申立てに対する決定等の内容					
平成１８年度末現在審理継続中のもの	平成１９年度中の申立て	決定				取下げ	平成１９年度末現在審理継続中のもの
		却　下	棄　却	一部認容	認　容		
５８件（８人）	２４件（４人）	０	２	１	０	０	７９件（７人）

＊（　　）内は不服申立人の人数

４　情報プラザにおける情報提供の状況

行政資料のコピーサービス利用状況	件　数	１，９００
	枚　数	１０３，３５１
行政資料の有償頒布の状況	件　数	１，３２４
	冊　数	２，６８７

５　審議会等の公開の状況

１　審議会等の公開・非公開についての方針の決定状況

指針の対象となる審議会等の総数	方針の決定状況				公開率
	公開	一部公開	非公開	未決定	
１６７(１７３)	８０(７７)	２４(２７)	４５(４５)	１８(２４)	７０％（７０％）

２　会議の公開の状況

平成１９年度に会議を開いた審議会等の数		１２６（１３１）
延べ開催回数及びその公開の状況		５８０　回（５４７回）
	公開	２０２　回
	一部公開	１２　回
	非公開	３６４　回
	現地審議等	２　回
公開又は一部公開の会議の傍聴者数		１５５　人（１１５人）

＊（　　）内の数字は、平成１８年度の状況。

＊「審議会等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、県の事務について調停、審査、審議又は調査等を行うため設置された附属機関及びこれに類するものをいう。

＊ 指針の対象となる審議会等の総数については、平成１９年度中に廃止された１４の審議会等を含む。

＊ 公開率 ＝ $\dfrac{\text{公開＋一部公開}}{\text{公開＋一部公開＋非公開}}$

登載依頼

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成20年5月30日

有明海自動車航送船組合
管理者　元重　雅博

有明海自動車航送船事業の平成19年度下半期（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数205,177台、車両収入496,828,300円、同乗旅客数265,698人、同乗旅客収入94,853,710円、一般旅客数44,264人、一般旅客収入18,147,370円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数3,686台（1.8%）の増、車両収入8,518,390円（1.7%）の増、同乗旅客数17,859人（7.2%）の増、同乗旅客収入2,999,690円（3.3%）の増、一般旅客数1,652人（3.6%）の減、一般旅客収入710,960円（3.8%）の減となる。

(2) 職員数（平成20年3月31日現在）

一般職員　14人
船舶職員　38人
合　　計　52人

(3) 条例、規則の制定改廃

ア　条例

（ア）有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年組合条例第3号）

（イ）有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（平成20年組合条例第1号）

（ウ）有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）に対する退職手当支給に関する条例（平成20年組合条例第2号）

（エ）有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年組合条例第3号）

イ　規則

（ア）有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年組合規則第2号）

（イ）有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成20年組合規則第1号）

（ウ）有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（平成20年組合規則第2号）

（エ）有明海自動車航送船組合組織規則の一部を改正する規則（平成20年組合規則第3号）

(4) 議会議決事項

平成20年3月26日招集の有明海自動車航送船組合議会第1回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第1号　有明海自動車航送船組合管理者の共同任命につき議会の同意を求めることについて
第2号　有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例
第3号　有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）に対する退職手当支給に関する条例
第4号　有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5号　平成20年度有明海自動車航送船事業会計予算
第6号　管理者専決処分の報告並びに承認について
　　有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(5) 経理状況

ア　損益計算書　別表1
イ　貸借対照表　別表2

(6) 平成20年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要　別表3

別表１

平成19年度有明海自動車航送船事業下半期予定損益計算書
(平成19年10月１日から平成20年３月31日まで)

単位：円

１　営業収益			
(1) 運航収入	580,789,884 (1,168,415,389)		
(2) 運航雑入	9,127,161 (16,158,049)	589,917,045 (1,184,573,438)	
２　営業費用			
(1) 一般管理費	2,740,185 (5,104,069)		
(2) 運航経費	368,330,150 (756,178,975)		
(3) 運航管理費	211,437,135 (392,060,546)	582,507,470 (1,153,343,590)	
営業利益			7,409,575 (31,229,848)
３　営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	2,441,156 (4,492,199)		
(2) 雑収入	4,472,581 (5,848,847)	6,913,737 (10,341,046)	
４　営業外費用			
(1) 支払利息	3,282,652 (3,282,652)		
(2) 雑支出	0 (0)	3,282,652 (3,282,652)	3,631,085 (7,058,394)
経常利益			11,040,660 (38,288,242)
当年度純利益			11,040,660 (38,288,242)
前年度未処理欠損金			876,599,768 (903,847,350)
当年度未処理欠損金			865,559,108 (865,559,108)

(　　)は決算見込み

別表２

平成19年度有明海自動車航送船事業貸借対照表（予定）

（平成20年3月31日）

単位：円

資　産　の　部			
１　固　定　資　産			
(1)　有形固定資産			
イ　船　舶	2,293,663,687		
減価償却累計額	2,106,035,097	187,628,590	
ロ　土　地		12,163,141	
ハ　建　物	791,026,618		
減価償却累計額	247,142,297	543,884,321	
ニ　構　築　物	228,639,290		
減価償却累計額	183,300,139	45,339,151	
ホ　備　品	32,334,359		
減価償却累計額	25,510,820	6,823,539	
ヘ　機　械　装　置	5,840,400		
減価償却累計額	5,548,380	292,020	
有形固定資産合計			796,130,762
(2)　無形固定資産			
イ　電　話　加　入　権		757,600	
無形固定資産合計			757,600
(3)　投　資			
イ　出　資　金		10,200,000	
投　資　合　計			10,200,000
固定資産合計			807,088,362
２　流　動　資　産			
(1)　現　金　預　金			367,245,212
(2)　未　収　金			11,962,083
(3)　前　払　金			120,000
(4)　有　価　証　券			679,941,000
(5)　その他流動資産			0
流動資産合計			1,059,268,295
資　産　合　計			1,866,356,657

	負　債　の　部		
3 固定負債			
(1) 退職給与引当金		692,587,720	
(2) 修繕準備引当金		17,011,843	
固定負債合計			709,599,563
4 流動負債			
(1) 未払金		114,741,220	
(2) 預り金		2,702,654	
(3) その他流動負債		1,200,000	
流動負債合計			118,643,874
負債合計			828,243,437
	資　本　の　部		
5 資本金			
(1) 自己資本金		1,801,150,000	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	36,495,201		
借入資本金合計		36,495,201	
資本金合計			1,837,645,201
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	1,000,000		
資本剰余金合計		11,527,127	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	54,500,000		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当年度末処理欠損金	865,559,108		
利益剰余金合計		△ 811,059,108	
剰余金合計			△ 799,531,981
資本合計			1,038,113,220
負債資本合計			1,866,356,657

別表３

平成20年度有明海自動車航送船事業会計予算の概要

（総　則）

第１条　平成20年度有明海自動車航送船事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

⑴　年間航海数	14,500	回
⑵　年間輸送台数	413,000	台
⑶　年間輸送同乗旅客数	535,000	人
⑷　年間輸送一般旅客数	93,000	人

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第１款　事業収益	1,253,736	千円
第１項　営業収益	1,243,941	千円
第２項　営業外収益	9,795	千円
	支出	
第１款　事業費	1,251,694	千円
第１項　営業費用	1,204,610	千円
第２項　営業外費用	30,084	千円
第３項　予備費	17,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的支出額44,796千円は、過年度分損益勘定留保資金44,796千円で補てんするものとする。）。

	支出	
第１款　資本的支出	44,796	千円
第１項　建設改良費	6,300	千円
第２項　企業債償還金	36,496	千円
第３項　予備費	2,000	千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　収益的支出の項間の流用

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費	476,783	千円
⑵　交際費	400	千円

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

熊本県公安委員会告示第９号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により告示する。

平成20年5月30日

熊本県公安委員会委員長　松村　敏人

1　委嘱年月日

平成20年5月30日

2　委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏　名	住　所	活動区域
井長　精華	熊本市新外三丁目1番66号	熊本東警察署管轄区域
坂口　悦生	荒尾市府本144番地2	荒尾警察署管轄区域

発行所　熊　本　県
熊本市本山4丁目8番25号
平成20年5月30日印刷
印刷所　㈱城野印刷所
平成20年5月30日発行
電話(代)096－286－3366番
再生紙を使用しています